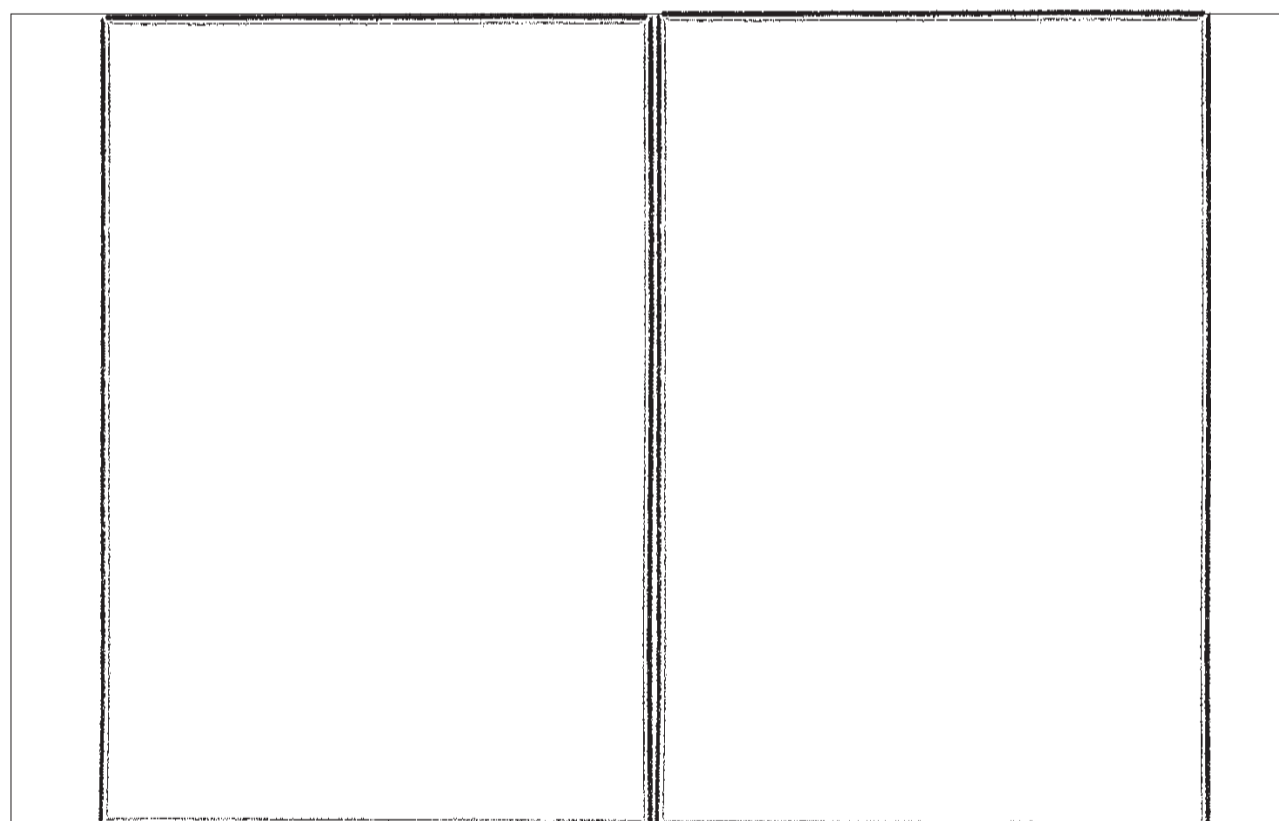
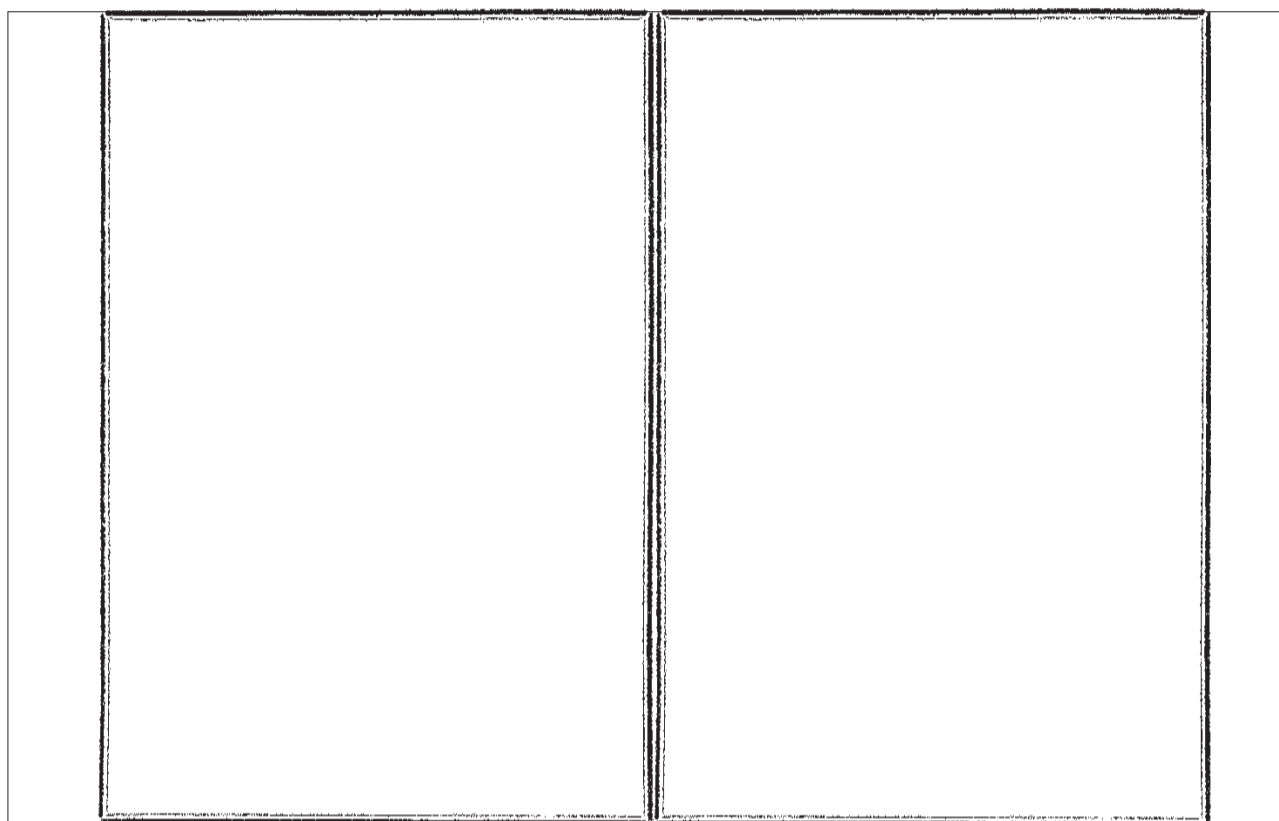


議事速記録第三十六號

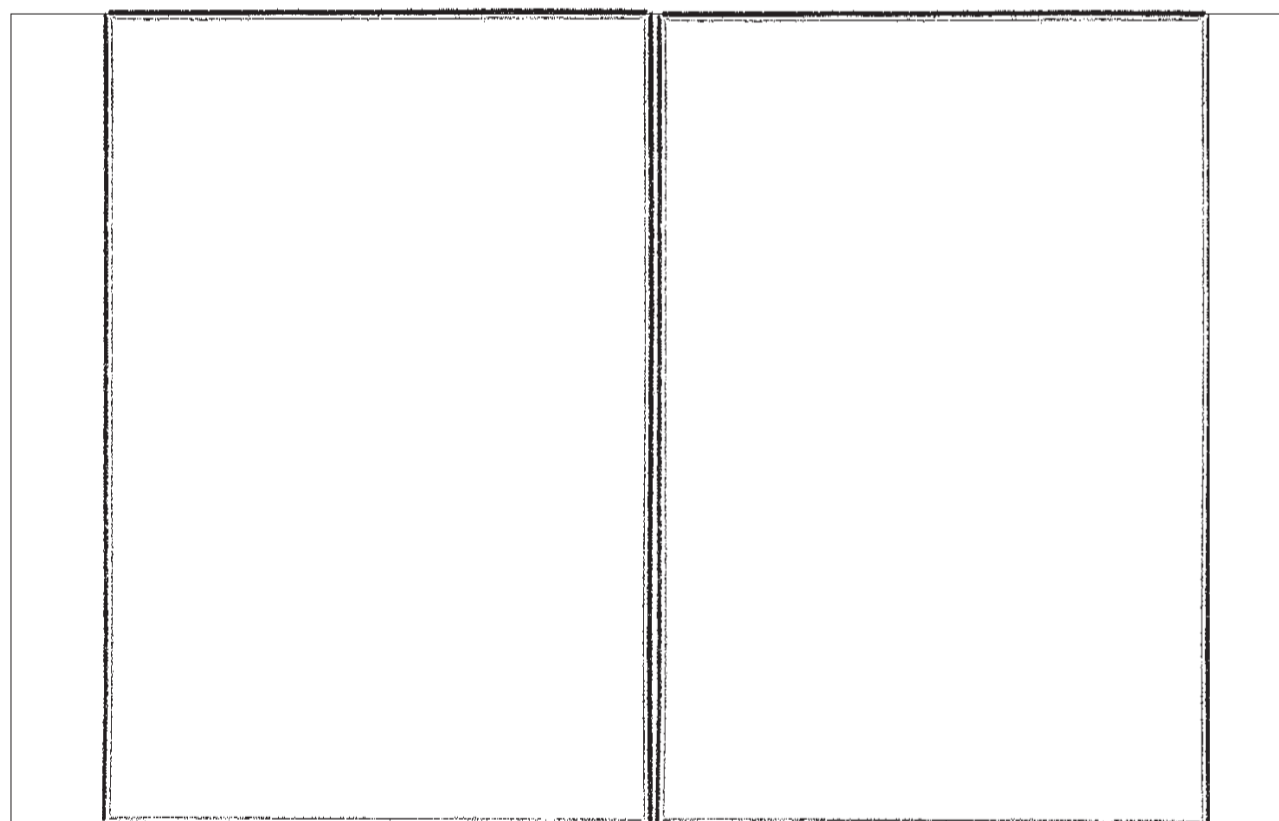
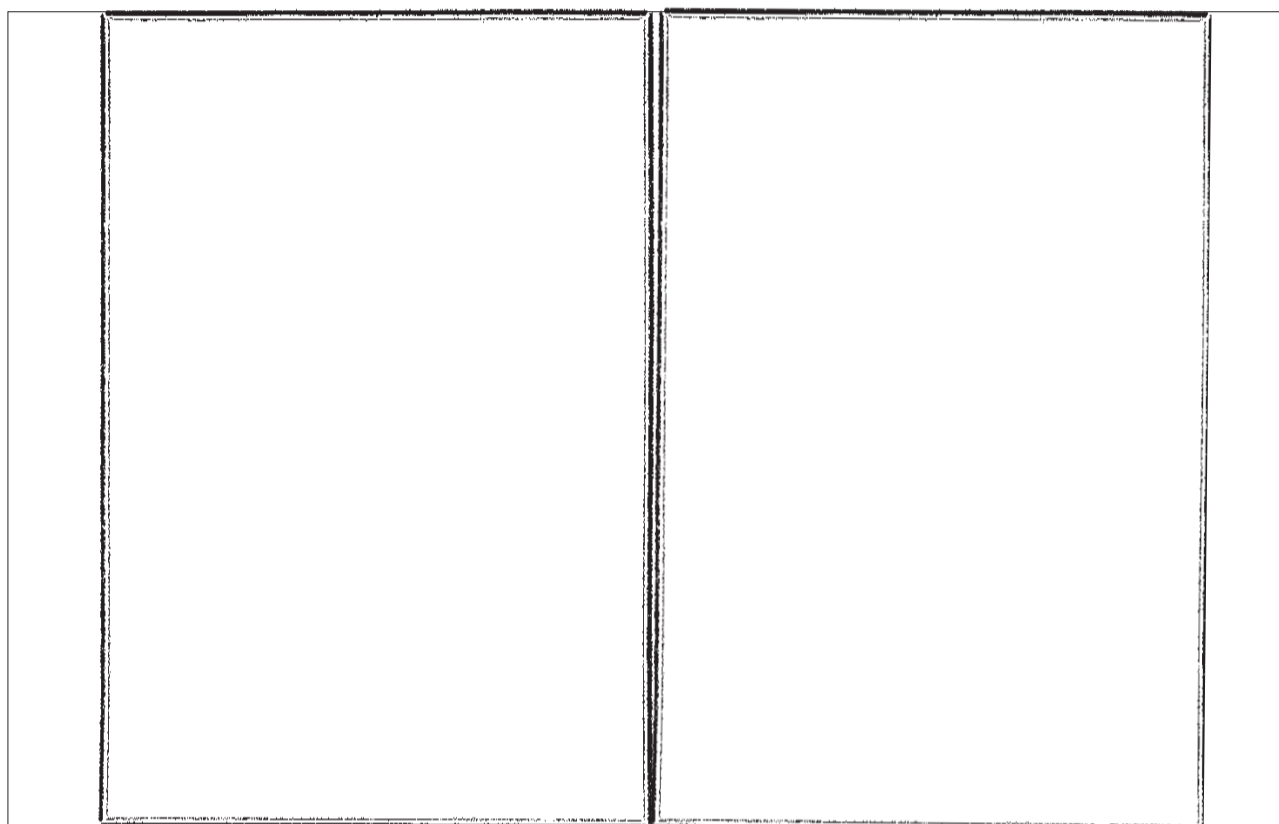
昭和二年第二十次居留民會
臨時會議事速記録

天津居留民團



	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第一、財團法人天津共益會設立ノ件 第二、碼頭使用暫行規程中改正ノ件 第三、電氣供給規程改正ノ件 第四、昭和二年度居留民團歲入出追加豫算案 第五、昭和二年度特別會計電氣歲入出追加豫算案 第六、行政委員選舉 第七、豫備行政委員選舉 第八、民團會計檢査委員選舉</p> <p style="text-align: right;">四 四 八 三 四 三 二 五</p> <p style="text-align: right;">頁</p>
--	---

--	--



昭和二年第二十次居留民會臨時會議事速記録

昭和二年十二月二日於公會堂

議事日程

- 第一、財團法人天津共益會設立ノ件
第二、碼頭使用暫行規程中改正ノ件
第三、電氣供給規程改正ノ件
第四、昭和二年居留民會出入追加豫算案
第五、昭和二年特別會計電氣費出入追加豫算案
第六、行政委員選舉
第七、豫備行政委員選舉
第八、民團會計檢查委員選舉

出席議員

- 議長 吉田房次郎
白井忠三 佐々木敏丸 金山善八郎 大澤大之助
清水幸三郎 星野順次郎 赤山今朝治 遠藤盛彌
池田靉負 佐藤政作 上野壽 矢澤千太郎
古田治四郎 牧尚一 山川眞 利根川久
相原俊夫 砂田實 千葉初藏 永安平吉

(1)

(2)

- 森川照太 榎垣恭興 好富道明 田村俊次
富成一二 郡茂行 眞藤榮生 野崎誠近
太田岩吉 池田三男也 武田守信 田村留藏
石川通 平井久一 兒島誠磨 天田朝義
川島範夏 藤田壽郎 田中錦太郎 天野仙次郎
川島貫明 永井忠一 遠山猛雄 小倉知正
有留重利

出席行政委員

- 會長 白井忠三
藤田壽郎 利根川久 砂田實 田村俊次
牧尚一 大澤大之助 永井忠一 好富道明
上野壽

午後八時十分開會

○議長(吉田房次郎君)一寸御挨拶申上げます、今日は第二十次臨時民會を開會致します。此の臨時民會は十二月には毎年あるでございます、之が議了致しますれば行政委員選舉、豫備行政委員選舉、會計検査委員の選舉がございます、此の臨時民會には向重大な色々な議案が提出されましたから何うか宜しく御審議願ひます、一寸御報告申上げます、出席議員總數四十三名でございます、夫れでは總領事の開會の辭がございます、ますから暫時御静聽願ひます。○總領事(加藤外松君)大体財團法人設立に關する且其他電氣供給規程改正案等の諸件を討議する

(3)

(4)

のであります、又本日をして任期満了の行政委員の選舉を此の席で行ひます、本日茲に臨時民會を開會するやうになつたのでございますが本會議に先立ちまして大体皆様御承知の筈である、信じて居りますが此の財團法人の問題を一寸一言だけ申上げます、財團法人の趣旨は大體の輪廓に就きましては私が改めて申上げる必要もございませんが、此の法人を設立するやうになつた趣旨は他に理由があるのではなくして當地方に在任致して居ります日本人が、又日本人の手で此の地方に居住する以上必ず完備しなければならぬ事業例へば吾々の子弟の教育に關する事業、又吾々の衛生に關する事業、之等の事業を吾々の手でさうして吾々の管理して居る財團で經營して行き度いといふのが財團法人の根本の趣旨でございます、何れ世の中にも、又何れ世の中にも澤山ある例であります、一體教育とか或は衛生とかいふ事業は絶対に方針が變つたり、當事者が無暗に變つたりさういふ事ではない、事業の上の恒久性がなくてはならないのであります、又之等の事業は収入がなくて而も確實を要する事業であります、今日何れ世の中に於きましても教育とか衛生等の事業は財産を中心とした特別の人格に依つて成立される事業は廣く世間にあるのであります、吾々の民團が從來行政事務の形からやつて居つた之等の事業を最も其の事業の性質に適合したる組織で吾々の子孫及又吾々自身も長く居住する以上之等の事業を最も完全にも満足な状態で經營して行きたいといふのが財團法人設立に關する根本の趣旨であります、細目等に就きましては昨日以來色々御相談の事と思ひますが開會に先立ちまして根本の趣旨だけ一寸申上げて置きたいと思ふのでございます、會期は臨時民會でありますから今日一日であります、相當重要な議案がありますから何うぞ慎重御審議の程を御願申上げます。

○議長(吉田房次郎君)夫れでは議事日程に遵入る前に議員の移動を御報告申上げます、杉浦恭介君、貝原收蔵君の御歸朝になりましたから一寸御報告申上げます、夫れから今日の議事日程が先日御送りました議事日程と變つて来て居ります、第一は一寸後から議したいのであります、第二を第一として頂き度い、之から願を迫つて第一は休憩後に保留することに致して置きます、御承知願ひます、夫れから議事録の署名者は池田靉負君、有留重利君の御兩人に御願ひ致します、宜しく願ひます、夫れでは之から開會致します、議事日程第一から。

(議案第一、碼頭使用暫行規程中改正の件)
○理事(中島徳次君)登壇
碼頭使用暫行規程中改正の件提出理由を説明致します、本案は本年八月の第十九次臨時民會で御決定願ひました規程であります、其後碼頭の本規程を實行致しました状況をみると相當小さい船が繫留致して居ります爲に八月二十日から今日迄の収入が一寸千五百兩許りになつて居ります、然るに御承知でございますが伊太利租界の方を眺めますと數十隻の船が毎日繫留されて居ります、何ういふ譯であつても此方が此方に入らないのかと思ひます、色々調べて見ました所が此方の方は繫留料がライターは無論参りませんが、夫れでも支那の民船で大きな方が二隻、小さい方が一舟、一日に就て二隻、一舟といふやうな料金が定めてありますのに拘らず伊太利租界の方では一月一舟、其他に世話を致しやうなものが一舟許りの金を取つて居りますけれども、それで比較にならない程安い料金の爲に向ふに参りますといふやうなことを承りました、夫れで、併も此方の方は既に規程も出来て居りますし特にあれだけの設備を致しましたものでありますから伊太利租界の如き状態にあるのと違ひまして如何に向ふが安くとも下げる譯に参りませす、已むを得ぬ次第と存じて居りました所が先般支那の商務總會に關係される方が或人を以て私の方に申込まれた

(5)

のは支那の青物市の如きは實は支那街の方で商賣をやつて居た所が所謂民間の債権で大概、茶つば迄たゞ持ち去られて殆ど商賣にならない、己を得ず伊太利租界の土地を借りてやつて居る、併し伊太利租界の方も欠張りさういふ危険が伴ふてあつて居るが利益が餘りない、若し日本租界碼頭の開口附近に餘つて居る一部を便はして預ければ非常に下級社會の生活に影響する、日常の茶の値段にも影響するものであるから出来ることなら借り度いといふ申出がりました、夫れで民間の収入を只今申上げました如く八月以來僅か千五百圓程度のものではありますから遊んで居る場所を貸しまして、所謂置物料に就ても船に就ても此の規程に依らない料金を徴することに致しまして適當な所を相談致しましたならば全然収入のないよりは民間として利益である、斯ういふ考で交渉して見ました所が先づ一箇月五百弗或は六百弗位の程度の料金をならば一部を貸して預いて日本租界の方に船を着け度い、之は或人が全責任を負つて民間に納入するといふ話になりましたので、未だ其の人は家賃を何れだけに、何箇月何れだけの場所といふことは決定致して居りませんが、若しか何か茲に緩和する御規程を御覧すれば充分交渉致しまして成るべく有利に料金を徴するやうにしたいと存じます、民間の經濟上幾らのもことでもありませんけれども取れないよりは幾らでも取るといふことは民間として利益であります、本提案と致しましては一人の人が責任を負つて一定の期間に多數の船を繋留して一定の場所を使用する、料金は行政委員會で決定すといふ御委任を得ますれば、具体的には只今申上げて居る次第で決定致して居りません、出来るだけ有利に取つて度いと思ひます、至急に本案を出しました理由はさういふ次第であります、尙縱令結末期になりましたも此の仕事は繼續してやり得る、民間の御使用になる迄幾分の場所を借り度いといふ先方の申出であります、理由は甚だ實情のみ

(6)

あります、さういふ次第でありますから是非御賛成願ひます。

○石川 通君 只今中島さんの御説明がありましたが一人で以て澤山の船を一定の場所に繋げて置く、其の料金は行政委員會で御極めになるさうですが一人で一隻を長期に亘つて一定の所に繋留して置くやうな場合は夫れに對して何ういふ御考へでございますか、夫れから假令十人の人が居るのに十人では損だから相談して一人の名前で持つて来たといふことが明白に解つた場合には何う御考になりますか一寸御尋ね致します、夫れから序ですから申上げますが大体料金は何れだけ御取りになるのですか、今の所では具体的に考へて居らんといふやうに承つて居りますが大体目安がございませうか、夫れを御尋ね致します。

○理事 (中島徳次君) (登壇)

御答致します、現在民間の料金を徴収して居りますのも其の民船が其の船頭自身の所有であるとか備船であるといふ点に於て更に私共考慮して居りませんので、船頭が持ちますものもあれば荷揚する荷主の方で船賃を拂ふ人もあります、色々關係がありますので此の規程を皆へますに就て一寸頭を悩ましたのは只今のやうな御議論もありませうが、業務に於きまして一定したものといふ本旨です、例へば數十隻の八百圓が大概、茶つばを積んで居る、一俵の方に來い、日本租界に來い、さうすれば料金は斯ういふ點に於て、と云ふ譯で八百圓仲間を協定した船のみが來る、其の船は長期と申ししても一帯長いのが五日間位の程度で、船が運入りました間際に委せて賣つて歸る、といふものもあれば、船の中で荷物を賣つて歸るやつもある、數十隻の船が集り所有者は違つて居りますが民間關係と致しましては其の仕事に關係して居る八百圓聯合の代表者と相談するとか或は支那人ではないけれども日本人が之に交渉して貰ふとかして毎日其の

(7)

金を持つて來ることも煩瑣でありますから、例へば一箇月分を前納させてさうして船は場所を限つて居るから場所以外のものは繰分一日來しても一方の規程に依つて特別の條件の許に一箇所の場所を指定して一人の責任者を指定して其の責任者は此の場所に何處運入りませうとも引繰返りませうとも一箇月幾等といふ具合に致しませんと此の話が行届きません、さういふ意味でありますから場所を限りまして夫れより以外に参ります船は矢張り本規程を追加致しません、前條に依つて徴収致します、契約したものは只今出した追加案に依つて徴収する料金は只今申しました如く、先づ細い計算をして見ますと一隻の船が五日間交棒で普通料金を一弗取るといふ計算で行きますと千五百圓の収入になります、夫れでは船が來ない、夫れで特別の場所を限定して其の場所に集合するものに限つて一箇月五百弗のものになると考へて居ります。

○清水幸三郎君 只今中島理事から色々御説明がありましたが、大体行政委員會に任ずるといふこととに致して居りますが、初め二弗、一弗と計上されたものを此の頃になつて一ヶ月と一日の間違さういふ杜撰な案を出されて前に之を調査された、今日も一定の根據もなしに只今の説明ではもう少し分りませんが、之は何間用ひるものは一箇月何ぼとか或は何の位の船を何ぼにするといふ其處の詳しい説明がありませんか、只豫めの豫算では何時も民間豫算が狂つて來る、以前一日二弗、一弗になつて居つたのが、今日になつて一箇月一弗とは大變な間違です、三十分の一になり、之は只一分の千五百圓の収入なら宜しいけれども全休に亘つてのものなら吾々認め難いのであります、何の位の程度であるか其の基礎を始終變へんやうに此の民間をやつて貰い度いと思ひます、其の説明を一つ詳しく。

○理事 (中島徳次君) (登壇)

(8)

御答へ致します、清水議員は少し誤解して居られるやうに思はれますが、私が只今申した述べましたものは向ふの伊太利租界のことで英租界、佛蘭西租界も私共提案の二弗といふのが普通で一弗といふことは。

○清水幸三郎君 一ヶ月一弗といふことは。

○理事 (中島徳次君) 伊太利租界です。

○清水幸三郎君 夫れなら宜しうございます。

○理事 (中島徳次君) 夫れから其の一定の場所といふことは値段に依ります、例へば二十人だけ支那街に居る、荷揚場を利用するものが三十人になるか五十人になるか、料金次第の値段で未だ決定して居ないといふのが其の意味です。

(賛成)と呼ぶ者あり

○議長 (吉田房次郎君) 御質問はございませんか、御質問がありませんければ御意見のある方。

(異議なし)と呼ぶ者あり

○議長 (吉田房次郎君) 簡單な問題ですから讀會省略でやつたら。

(異議なし)と呼ぶ者あり

○議長 (吉田房次郎君) ちや、讀會省略と致しまして可決確定に致します、夫れから電氣供給規程改正案です改正されたものは後について居ります規程の改正案といふのがあります、之だけ附加されるのであります、御參照願ひます。

(議案第二、電氣供給規程改正案)

○理事 (中島徳次君) (登壇)

(9)

電氣供給規程改正案を説明申し上げます、御承知の通り、多年の懸案でありました民間の電氣回線も漸々成功致しました、租界の一部に於きましては料金のもう少し値下といふ聲のあるといふことも私共存じて居りますし、民間の現在の財政は既に電氣回線を御決定願ひました當時詳細説明申し上げ御存じの通りでございます、遺憾ながらまだ普通の電燈料の値下げといふことは運んで居りません、併し近く中原公司といふやうな大きな建築が日本租界に出来ました、之に利用致します電氣は殆ど今日の全租界に供給して居ります三分の一程度の電氣を利用致します、さういふ多量の電氣を使用致しますものに普通の料金同様の料金を取るといふことは政策上から考へましても一考すべきものだらうと存じますから色々研究の結果本案を提出致しました、本案改正の要点は附屬致して居ります改正の要点といふに詳細に出で居りますが、大別致しまして、メートルの保証金の軽減が一つ、もう一つは一部の料金値下げが一つ、もう一つはメートルの使用料を軽減致します、先づ三つの改正が此の中の主なものでありまして其の他の字句の修正若しくは法文の体裁等は二箇條に纏めるとか或は獨立させるとかといふやうな些細な問題でありまして別に一々御説明する程のことでもございませぬ、只要点と致しましてはメートルの保証金、メートルの使用量電氣料の一部の軽減を余りませんでした、斯ういふことになつて居ります、第一のメートルの保証金を軽減致しましたのは第九條にありまして、第一種は使用料金用積算電力計、之は従来の保証金を徴収致します、第二種の中の(イ)(ロ)此の二つを軽減致しまして三相三線式電動機用、之は元の規程は八拾五に上つて居ります、夫れを三拾五に致しました、夫れから(ロ)の三相二線式電動機、扇風機、電熱機用、之が元の料金では二拾五でありましたものが拾五に上りました、夫れから第三種の使用量の一千燭以上の電氣を使用致しますものは矢張り二拾五を拾五に低減致しました、此の主な改正の理由は大抵保証金といふものを殆どメートル價格に匹敵する位の程度のものを利用して居る、預つて居れば之に對して利子も出て来る、成るべく斯ういふものは減する方が宜いではないかといふやうな議論もありまして尤も此の三線式の元の八拾五といふやうなものはメートル原價でも矢張り七、八拾五に致しまして、併し之は多量に使用されるものでもありませんので同じく之を低減致しました、次に料金の一部の改正致しましたのは十六條の第一種、今回は電燈のみに關する規程に致しましたので前には此の中には電熱、扇風機といふやうなものも含まれて居りました、之は除きまして、電燈のみの料金に致しました、電燈のみの料金は前刻申しました通り、遺憾ながら此の際低減する迄に立到りませぬ、第十六條の第一種の終りに(但一ヶ月電燈使用電量五千「キロワット」時ヲ超ルモノノ料金ハ行政委員會ニ於テ決定スルコトヲ得)之が只今御話致しました中原公司の如き多量に使用致すものに對しては相當の考慮を拂はなければ立行かぬものであります、又政策上から申しまして、退々大きな建築が出来ます、多く電氣を使用致しますものに對して僅か使用致しますものを調べて適當に減額しなければならぬといふことは何人も御承認下さること、存じます、例へば料金を五千キロワット幾等、或は六千キロワット幾等、一万キロワット幾等といふ點に料金を定めるかといふことに就きましても色々案を考へて見ましたけれども何れも面白くない、五千キロワットと六千キロワットは僅か其の間に二百キロの差であるけれども大變料金が高くなる、其の間に相當の不公平があります、之は尙行政委員會に於ても慎重に審議する筈になつて居りますが、兎に角五千キロワット以上の如き多量に使用するものに對して適當に行政委員會の審議に俟つて決定することに致し度い、斯ういふのが主なる本案提出

(10)

の理由であります、夫れで第二種は蒸間、夜間の區別を設けてありますけれども之は物質的文化の盛になり時代には是非晝夜の區別なく料金を低減する方が宜い、此の低減の程度に依つて御承知の通り日本租界の電燈所の電氣料金が少いのであります、成るべく晝間の電力の使用を盛に致しますれば餘程ロスに於ても電氣經營上大變な經濟になるものであります、未だ工場が勃興するといふ程度に参りませんが出来得る限り晝間の需要者を造り度いといふので晝夜の區別なく五仙に低減致しました、之は従来の電氣規程に對して破格の取扱を致しましたのであります、夫れから第五種の割引の所に行きまして、三十燭以上一割引、之は従来と同じであります、前には五十燭以上が一割五分であつたのを今回百燭以上を一割五分に致しました、又前に百燭以上が二割であつたのを今回は一割五分に致しました、割引率を下げましたのは之は極く期間が短くて又燈數が少いのに従前の割合の割引は少し多過ぎる、此の改正案の方が全部平均に取ることが出来るといふ理由に於て訂正致しました、其の次に第十七條の第二號に行きます、メートル使用料を低減致しました、第一種は従前通りでありまして、第二種の方は一馬力迄が一弗、三馬力迄一弗五拾仙、十馬力迄を二弗に致しました、十馬力以上は違ひませぬ、十馬力を超ゆるものは五弗となつて居りましたのは今回五十馬力迄を五弗として十馬力以上のものは同じやうになつて居ります、要するに今回の改正は根底的に此の案を扱つて居りませぬ、此の改正は只今申した中原公司のやうな大建築物に對して一万、二万と多量に使用致しますものは特別の料金を取る、之は行政委員會に一任して頂き度い、電力の使用料を晝夜の區別なく五仙にした、大略改正の理由は之だけです、尙込入つた専門的詳細のことは電氣技師も居りますから説明致します。

(11)

○議長(吉田房次郎君) 御質問がございませすれば全体に對して御質問下さい。
○榎垣泰興君 (異議なしと呼ぶ者あり)
○榎垣泰興君 一寸伺ひますが、料金の滞納の場合であります、例へば中原公司の如きひよつとして滞納一ヶ月に亘り思はざる多額の滞納金があつた場合、何か夫れに對する適當の策が御設けになつて居りますか。
○理事(中島徳次君) 一寸御答へ致します、只今滞納の場合何うするかといふ御尋ねでありましたは切ることにして居ります。
○榎垣泰興君 私は少し危惧の念を抱いて居ります、電燈料を安くして其の代りに納入を確實に致し度い、其の意味に於て何か方便がありましたら、只今の此の中原公司を例に取つて申上げれば、電燈料を安くする、夫れからは是々のものは先に納入する、とかいふやうな御方便があるならば私は大變に宜いと思ひます、其の點の御考はありますか。
○理事(中島徳次君) 只今の御注意でありましたが、第二十條に斯ういふ規程があります、旅館、劇場、飲食店其他ニシテ多量ノ電氣ヲ使用スルモノニ對シテハ三ヶ月分以内ノ推定使用料金ヲ保証金トシテ供シセムルコトアルベシ、といふ規程があります。
○榎垣泰興君 矢張り之を履行して頂くことを希望致します。
○議長(吉田房次郎君) 他に御意見ございませぬか。
○議長(吉田房次郎君) 他に御意見ございませぬか。
○議長(吉田房次郎君) 之は是で行きますか、省略致しますか。

(12)

張り二拾五を拾五に低減致しました、此の主な改正の理由は大抵保証金といふものを殆どメートル價格に匹敵する位の程度のものを利用して居る、預つて居れば之に對して利子も出て来る、成るべく斯ういふものは減する方が宜いではないかといふやうな議論もありまして尤も此の三線式の元の八拾五といふやうなものはメートル原價でも矢張り七、八拾五に致しまして、併し之は多量に使用されるものでもありませんので同じく之を低減致しました、次に料金の一部の改正致しましたのは十六條の第一種、今回は電燈のみに關する規程に致しましたので前には此の中には電熱、扇風機といふやうなものも含まれて居りました、之は除きまして、電燈のみの料金に致しました、電燈のみの料金は前刻申しました通り、遺憾ながら此の際低減する迄に立到りませぬ、第十六條の第一種の終りに(但一ヶ月電燈使用電量五千「キロワット」時ヲ超ルモノノ料金ハ行政委員會ニ於テ決定スルコトヲ得)之が只今御話致しました中原公司の如き多量に使用致すものに對しては相當の考慮を拂はなければ立行かぬものであります、又政策上から申しまして、退々大きな建築が出来ます、多く電氣を使用致しますものに對して僅か使用致しますものを調べて適當に減額しなければならぬといふことは何人も御承認下さること、存じます、例へば料金を五千キロワット幾等、或は六千キロワット幾等、一万キロワット幾等といふ點に料金を定めるかといふことに就きましても色々案を考へて見ましたけれども何れも面白くない、五千キロワットと六千キロワットは僅か其の間に二百キロの差であるけれども大變料金が高くなる、其の間に相當の不公平があります、之は尙行政委員會に於ても慎重に審議する筈になつて居りますが、兎に角五千キロワット以上の如き多量に使用するものに對して適當に行政委員會の審議に俟つて決定することに致し度い、斯ういふのが主なる本案提出

(13)

○議長(吉田房次郎君)夫れでは該會省略致しまして可決確定と致します、夫れでは議事日程第三。

(議案第三、昭和二十一年度居留民團歳入出追加算案)

○理事(中島徳次君)(登壇)
御説明致します、歳出の部から申上げます、水道費一万一千四百圓、水道の需要が増加致しました結果であります、其の中の水代は語り需要が増加致しますと共に掛が多くなりまして一万圓に水代が殖えました、前の修繕手當は水道の方の専門で七八ヶ年も居りました民團書記が退職致しました、そして歸りましたので、さういふ豫算は取つて居りませんが、一名退職に就いて退職慰勞金退職の旅費として之だけ出して居ります、次に雑支出、其の三の人力車、大車、自轉車、之は主として自轉車登録番號の各租界色別が風々になつて居りましたが何れも何處の租界からもつきりないで困る、之は寧ろ黒地に白といふ風に一定した方が便利であるまいかといふ提案がありまして、早速租界の協定でさういふ色別に變更致しましたので籤札を拵めました、其の番號の票代金、次に兒童衛生展覽會費、之は本来經常部に遺入るべき性質のものでないものでありまして單純な臨時のものでありまして、併し臨時費と申しましても特に斯ういふ費目を造るといふことは甚だ面倒でありますから寧ろ性質上雜支出で出したら宜からうといふことになりまして、雜支出だから毎年やるといふのでなく雜支出で出すのが適當といふので雜支出經常部に納めました此の展覽會を催しますに就ての動機は御承知の通り近頃國民の保健問題が非常に盛になつて居ります、然るに日本内地の有様を見ましても他の各國から見ましては非常に小兒の死亡率が多いのであります、其の爲に御承知の通り東京、大阪の各都市では色々の宣傳なり同會を開きまして、幼兒

(14)

保健に關する智識を注入致して居ります、天津に於きましては日本内地に於きまする幼兒死亡率より一層死亡率が多いのであります、之は土地の關係に依りますか、何ういふ譯か存じませんが之は所謂日本の第二の國民を造ります上に於きまして甚だ遺憾なことであるといふやうな所から幸に日本の赤十字社で此の幼兒の保育に關するもの展覽會があるなら貸してやらう、斯ういふことを行政委員の一人である田村氏から御交渉がありまして幸にさういふものを貸して下さるならば展覽會をやつたら何うか、夫れは尙遺運賃は僅かしか入らん、又色々の設備一切をやつた所から先づ五百圓もあれば充分であるといふので掲げましたのが第一であります、之は行政委員の承認を経まして夫れ位の程度のもならやうといふことであります、段々と出品希望者が多くなりまして、又各租界に於きましても實に天津には珍しい結構な備品でありますから吾々も及ばず乍ら出来るだけ出品して見たいといふやうな個人では御醫者さん或は病院とかいふやうな方面でも大分御賛成願つて居ります、又當地の藥業組合の如きも實はさういふものはもう少し長い間の猶豫期間があつたならば充分立派なものをしてのけたいと考へて居つた、此の機會に私共大阪、京都、東京等の關係者に通知して出来るだけ出品したいからといふやうな御話もありました、最初は赤十字社の品物を拝借してやるといふことでありましたが、存外出品が多数に上りました、のみならず滿洲醫科大學からは一寸吾々が急いで得難い参考資料が澤山あるから御希望なら誰か寄せて持つて歸れ、紛失致しなればならぬといふこともありますから相當の人をやつて郵重に荷造りし又夫れを送り返さなければならぬといふこともあります、先づ唯今の豫算と致しましては旅費が約二百圓以内のものであらうと思ひます、夫れから尙遺、運賃、夫れから公會堂を借りますに相當の仕切りをやりませんと、のつぱらにやつてもおかしなもの

(15)

でありまして色々の裝飾も致し、北京迄出て行かなければならぬといふこともありますので總括して千圓程度で充分出来るだらうといふことで此の案を提出致しました、實は斯ういふ費目を掲げて民團の仕事としてやるか何うかといふことも最初考へましたが日本の如きは既に自治体として色々の社會的活動をして居ります、是は民團と致しましても決して恥かしくないかと信じますので此の案を提出致しました、其の次は臨時部冷蔵米貯蔵費であります、之は抑々の起りは昨年營業者の方から民團の土地を貸して呉れといふ御希望がありました、之は抑々の差支ありませんが御承知の通り六尺、七尺を掘り下げる必要はございません、一年水を埋めて置きます爲に、土地を引續きました場合藪草が溜つて居りますので建物を造りますにしても他の土地から見れば地形に大變金が掛る工場地帯に將來すべき所の土地だから、寧ろ今年に止めたら宜からうといふ方針を取りました、少し不便ではあります、ウエズ運河の向ふに只今埋立して居ります所に前より陸揚地帯がありますので其處を御貸しするから其處でやつて頂きたいといふので其處を御貸しすることに致しまして同業者は此處でやることに致しましたが支那の同業者が妨げ致しまして仕事に困難、本年は押迫つて居るから一部だけ融通して貰ひ度いといふので非常に坪數を減しまして只今工場地帯になつて居る一部を貸しましたのであります、其の折戻は考へましたのに前年生活費も向上して居ります爲か吾々居留民と致しましては夏向には全然生活の必需品である冷蔵米が往々高くなつて來る傾向があります、日本人の方もやつて居られる、支那人も一二ありますけれども、日本人の方が多いのでございますから、現に角協定をして一つ値段を極めて、一般の居留民の爲に餘り値段の上からんやうにして頂くことに御相談致しまして或一定の値段を協定致しました、併し、實際の取扱は夫れを守つて居らない、御本人は無論其の積り

(16)

で居られたのだらうと思ひますが、下請のもの、支那人等色々の關係がありまして現に本年の如き七月過ぎには一つの塊が病人があるからと取りに行きましても六十錢、八十錢、しまいには一回といふやうな未だ相當に拘らざるさういふ値段で私共の友人が非常に困つた實例があるのであります、斯ういふ吾々の日常の必需品を無暗に値を上げられては相當の考慮を必要があらうかと存じます、出来ることならば冷蔵米は皆泥水で、行政委員の田村氏の御聞き下さいましたも分りますが、顯微鏡で試験致しましたらウエズ、魚に直接つけられて居るのであります、最早天津の文化の程度で泥水で辛抱する時代は過ぎて居る、出来ることならば民團で冷蔵米の製造をやつても悪くない、之は居留民の一般の衛生上何れ程幸するからんと考へましたので、幸ひ會長の上京中々等の調査を願ひましたし、尙當地にも先立つても相當な専門家が参りましたので夫等の人に就て或程度の成算は出来ましたのであります、併し之を以て通常民會を御相談するに可分りませんが、民會の通過といふことは確定的に極める譯に参りませんので、民會を通過するといふ考で何等の施設もして居りませんが夏には又氷で苦まなければなりません、幸ひ埋立つて居りますウエズ運河の向ふに適當な土地がありますので此の土地に先づ氷を蓄へて本年機械的の製氷が出来なければ止むを得ず此の氷を以て本年一年忍び、徐ろに製氷設備を進めて、幸ひに於て本年の民會に提案することに行政委員の賛同を得まして、提案することが出来まして御決断願ひましたらば只今蓄へる此の氷は支那街なり佛蘭西租界なり何れにせよより利益を以て賣ることが出来るのであります、此の案の六千圓と出しました冷蔵の費用は水運搬に約二千四百七十圓程掛ります、代千二百圓、掘りますに七百八十圓程掛ります、苦力が六百五十圓、土を掘りましてもさう深くありませんから土を賣ればならぬ

土代が五百圓程掛り、本年一月から監督する人間の件費が四百圓程遣入つて居ります。來年四月の民會迄之を貯蔵するだけの費用であります。之を運搬して配給致しますに亦貯蔵費位掛ります。水は十萬圓の豫定でありますけれども十三万位迄はやつて見たいと思つて居ります。十三萬圓でやりますと此の六千圓と配給費を假に六千圓ありましたならば一萬二千圓で極く少いが、十萬圓と致しましては一つの水が十二錢につく勘定になります。其の金は一つ水を六つ切りにして賣つて居ります。之は吾々が一日一個を今年協定致しましたのもさうですが、六つに切つた一つを毎日配給して月一圓五十錢といふことになつて居ります。夫れでありますから此の大きな十六貫許りの水を配給致しまして十二錢につくといふことは恐らく他の之をやつて居られる同業の人には非常な脅威であらうと思ひます。併し本年は十四萬圓の水が貯蔵されて其の中日本租界の人に割かれたのは十三萬圓で後は總て佛蘭西租界・支那街に出て行つて居ります。日本租界の需要は十三萬圓程度のもので日本租界だけの供給は出来るといふ調査を致しました。夫れで之を以て民團の仕事と致しまして今更餘分な仕事をしないでいふ御話も聞かんでもありませんけれども、斯ういふ衛生的に最も必要、殊に夏向に生活の必需品である所のものを全然放任して構はないといふことは今日の自治体の人格から申しても捨て置くことが出来ないのであらうと思ひます。是非御協賛頂きたいのであります。返りまして歳入の使用料即ち歳出の水道に於て只今申上げました水を賣ります爲に之だけ遣入るのであります。自轉車の鐵札に千圓掛りますが、千八百圓の金が遣入るといふ譯であります。臨時部では經常部だけでは不足でありますので前年度繰越金四千二百圓だけ入れて其處でバランスを取つて居ります。さういふ意味でありますから是非御協賛願

ひます。

○川島範夏君 私は行政委員諸君に希望だけを述べて置き度いと思ひます。此の新しき民團法が布かれて以來、従前の民團法に比較し、簡単に民會を招集され得る機会が多い爲に年數回民會が開かれることは吾々として結構に思ひます。其の爲かと思ひますが、居留當局者が歳入はもう之以上は抽出の餘裕がない、といふことを言明されて居るにも拘らず臨時民會毎に必ず歳入か何處からか抽出されて来るやうな傾向があります。殊に本年の三月通常民會に審査委員に選ばれた審査委員として土木費を成るべく多く出したといふ希望を以て數人の同志と共に色々言葉を盡して土木の方に廻すことを奨めましたが絶対以上抽出する餘裕がないといふことであります。二・三回の臨時民會に相變らず歳入を何處からか持つて來られるやうなことであります。今後成るべくさういふことのないやうに、居留當局は必要と思ふ時は抽出するし、必要でないと思ふやうな時は抽出出来ないといふ傾向があるやうに思ひますから、將來の爲に希望だけを置きまして改めて質問するやうなことは避けたいと思ひます。

○議長(吉田房次郎君)他に御質問ありませんか。

○永安平吉君 此の冷蔵水の製造は他に許可される積りであるか、或は又余額之をおやりになつたら他に許可ならん積りであるか、一寸御伺ひ致します。

○理事(中島徳次君)本年は民團として貸下けて居りませんが、但し従前支那人から借りて居られる地所に依つてやられる方もあり、東亞煙草の中を借りてやられる方もあるさうであります。尙太田さんの如きは矢張り煙草會社の一部を借りて極く少數であるが貯蔵せられるさうであります。民團としては土地を貸下けて居りません。

○永安平吉君 他に相當の營業者があるのに民團で斯ういふものを貯蔵されて、さうして安いものを供給されることは非常な仕合か知らんが、一方に營業をして、夫れで生活を立つて居る人があります。さういふことをされるといふことは民團の壓迫といふやうな恐はありませんか、現に私は聞いて居りますに、此の間、誠に結構な御企てと思つたが石炭を民團で配給して頂く、所が或一部では營業税を納めて營業して居る石炭屋の方で随分何うも困るといふやうな御話も随分聞きます。夫れで水の貯蔵をされる爲に在留民の便利を得るか知れませんが斯ういふ細い所迄御やりになるといふことは何うも私は民團の壓迫といふ恐があらはれないか、さういふことに就ては何等御考はございませんでしたか。

○理事(中島徳次君)御答致します。成る程直覺致しますと民團の壓迫のやうに思ひますが併し全体の事情を御調査になりましたならば、現に此の營業に關係して居られる方も始終民團に御出でになります。決して壓迫にならん、何故壓迫にならんかと云ひますと、斯ういふ値段で供給して配給して貰ひ度いといふことを協定致しまして何等實行にならなかつた、といふのは御約束致しましたのは經常部であります。之は十二錢、十五錢、二十錢位のもので支那人に大部分拂下げる、直接需要者に配給するには十五錢、二十錢で受けた支那人が配給することになつて居ります。太田さんの如きは直接配給するといふ廣告をなさいましたが、實行となると困る、此の家に配給して呉れと云つて來るものは御免を蒙む、といふことになつて配給する箇所を少いことを望んで居ります。民團で斯ういふことをして頂ければ私共の手數が省けますし、日本人の方に行くより佛蘭西租界や支那人に出す方が仕事の上で便利だと仰有る方もあります。仕事に於きまして民團壓迫といふ意味になるまいと信じて居ります。又假に民團を壓迫する仕事でありませうとも

其の仕事の性質なるものは居留民の全部を利益するものであれば多少の犠牲を拂はなければ断行することは出来ないのであります。只今御話がありました石炭の配給は民團の名を以て民團自身で致したものでありませんが、御承知の通りいふ場合外國租界に兵を連れて取りに行くといふやうな所謂恐るべき石炭饑饉の今や到來しやうとする場合民團が一臂の力を添へて居留民に幾分でも安んじ石炭を供給するといふのが民團本来の使命だと信じて居ります。

○議長(吉田房次郎君)他に御質問ありませんか。

○理事(中島徳次君)他に御質問ありませんか。

○森川照太郎君 私は經常部の十九款の四項児童衛生展覽會費といふのを削除して頂き度いと思ひます。色々民團で仕事の数が多いでせうけれども宜いからと云つてやつたら際限ないだらうと思ひます。標準は緩急をはかるといふ點にあるのだと思ひます。此の意味に於て私は屢々民團のしやうといふことに反対をしたことが今日迄もございしますが、同じ意味に於て費目の支出に反対するものであります何か緩急の標準になるかといふと此の民團の爲すべき第一義の仕事に完成されるもの、手をつけられずにあるものが随分あると思ひます。例へば先刻川島君が仰つたやうに土木費の如き實際の必要以下に甚だしく切詰められて居ります。僅か千圓でありますけれども今日迄にさ迄必要でないことにあれも是れも出すといふやうにちよいとあると思ひます。之も私其の一例でないかと思ひます。決して悪いこと、思ひませんが、單によいといふことだからと云つて民團の金を濫りに使つてはならんと思ひます。緩急をよく考へるといふことが一番の要點だと思ひます。私の本來の主義から出發致しまして緩急の意味から比較的不急な此の仕事に斯くの如き支出をされない方が宜いと考へるのであります。殊に理由は大阪や東京邊りでもやる社

(21)

命事業である、文化が進んで来たといふことでありますが、成る程他の都市ではやりましたけれども、大阪、東京がやつて居るからと云つて極めて財源の乏しい此の小なる民団に於て一々其の真似をして中途半端の斯ういふやうなことをやつて見た所で其の効果が果して幾何あるかといふことを考へると私は其の効率は極めて少くはないかといふことを考へざるを得ないであります。御説明の中に各所から材料を供給するといふやうな御話がありました。斯くの如き計画があるからと頼みますれば何處からでもさういふやうなことを考へざるを得ないかといふことを考へざるを得ないかと思ひます。斯ういふことを天津で計劃して他の團體に援助を求めたから何でも相當の援助をするのは當然なことでありまして、夫れがあるからと云つて此の計劃を實行することを正當なりと認めることは出来ないのであります。天津に於ける子供の死亡率の多いといふことも甚だ憂心すべきことであります。私も久しく以前から天津の児童の死亡率が多いといふこともよく聞いて居ります。夫れに就ては小兒科専門醫が欲しいとか牛乳を改良するとか色々なことを色々な人が長い間考へて居ることも伺つて居りますが、其の死亡率が多いから此の展覽會を開いたら果して何の位の効果があつて死亡率が減少することになりませうか、私は一つ子供の死亡率の多いといふことを減らさうとする爲に直接効果ある方法が他にないかといふことを考へざるを得ないのであります。金もあり、人手もある此の民団ならば決して異議は申しませんが、他に爲すべきことを澤山残されて居る民団に於て他の援助を乞うて迄斯くの如きことを強て開催されることにはないと思ひます。此の見地よりして金額は僅かでありませうけれども、併し千圓の金額でありますから此の計劃を御取止めになる方が宜いと思ひます。皆さんの賛同を希望致します。

○行政委員(田村俊次君)

(22)

私一寸御説明致します。今中島理事から話されました通り只今日日本で年々児童の死亡率が多くなる、殊に三才未満の子供の死亡が年々増える、爾來各國は年々減つて行く、獨り日本だけが殖えて行くといふことは何か其處に原因がなければならぬといふやうな譯で、御承知でありませうが無論賢明な森川君は尙御承知でなければならぬが、内閣でどうに児童衛生保健研究會を組織されたのであります。個々の學者が組織されて今向々な方法を研究中で其の結果先づ社會施設として一番効果ありと思ふことを先にやらうでないかといふことを決議になりました。今からは數千萬の費用を使ひましてさうして各方面専門家や色々な團體の援助を受けて盛な児童衛生展覽會を開きました所が其の效果は非常に現はれて所謂母が子供を産んで育て、行く上には於て今迄吾々が致はらなかつた注意を始めて得て、雜誌や本や或は人の口で致はるより色々な品物を見せられてさうして目で示された爲に大變に育児上の効果が上つたといふことを皆認めたことは眞正の事實であります。夫れに則つて各縣でこの金をやりまして以來色々な慈善事業團體が夫れに倣つて年々何回となく各地に於てやつて居るのであります。只天津も僅か五千の人間で兎に角一人の日本人は金に替へられない貴重な生命である、又國民となるべき其の大事の乳兒の死亡が年々天津に於て殖えるといふことも頗る御同様に憂心すべきことである、又私二十年來天津に居りまして常に子供の多いのは何ういふ譯であらうといふことを聞かれるのであります。又吾々専門の見地から見ますと風土が何かの關係より寧ろ若い子供を育てたことのない経験のない奥さん方が多いのであります。此の爲に合法的の道を誤つて病氣を重くしたり、或は健康に育つべきものを虚弱な子供にしたりする例は澤山あるのであります。此の天津に居られる諸君の方々

(23)

は確かに夫れを實檢されて居ると思ひます。私は少くとも其の實檢者の一人である、又非常に注意すべきことであると思つた、其處で度々機會を得ては甚だ清濁でありますけれども育兒に就ての講話を努めてやりました。又自分の仕事として育兒相談部を造りまして皆さん御出でになればばさながら御相談致しませうといふことを發表致したこともありますが、何うも口で聞いたつてよく其の堂に當らずして却て迷はされて間違つた育兒をやるやうな場合もありません。夫れよりも母國でやつて居ります例に倣つて實物を以て色々な品物や或は色々な圖とか或は標本とかいふやうなものを御覽になる方が宜いといふことを考へて、實は天津でも疾くからやり度いと私は數年前から考へて居つたのであります。さうした所が本年の始めから日本が十字社が社會事業の第一として先づ児童衛生展覽會を始めたのであります。さうして各地方では各地の縣知事を頼む、縣知事は色々な役員を造りまして、さうして非常に熱心に展覽會をやつて居るのでありますけれども、現在既にやつて居るのであります其の材料を若し濟んだ後に借ることが出来たらならば大變幸といふ所から實は個人的に赤十字社の係を問合せてあります。民團で主催するといふのなら大切な材料だけでも貸さう、責任さへ持つて呉れるなら貸さうといふことになつたのでよい機會だから此の材料を得られるならば此の土地の人達の協同一致の力で材料を出来るだけ果てて意義あるものにしたといふ考へたのが動機で私は其の案を行政委員に出しました。所が幸に御採用になつた次第であります。今森川君は事の緩急に依つてと云はれましたが、私は之迄我國では生長したもので健康、保健には力を盡して居ります。三歳未満の育兒のことに就て誠に冷淡であつたのが自覺して、只今中上げたやうな所謂國策として、國家の事業として育兒に就ての研究をして居る、頗る重大なことを天津でやるのが、未だ他に土木か何かあるとか、道の

(24)

悪のより私其の方が寧ろ必要でないか、道は少々凸凹でも丈夫な人が歩けば不便はない、病人が道をとこ／＼歩くことにはない、事の緩急を云へば斯ういふ僅かの金で出来るならば育兒に就ての新しい思想を喚起するといふことは決して民團の行政衛生に不必要な件でないと思ひます。其の点甚だ森川君の言葉で聞くといふことは甚だ遺憾に思ひます。他の方面から援助を受けたから、援助をするよ云つたから之をやらなければならぬといふことは提案者の主義でないものであります。吾々やりたいから他の方面に援助を求めたので、決して他の方面が援助するから何うしてもやらなければならぬ譯でないのであります。従つて小規模にやらうと思ひましたが、何うせやるならば幸ひ滿鐵の醫科大學、北京のロツクフエラーにも色々材料があるから夫れを借りやう、行かなければ貸さないといふことであれば人をやらうでないかといふことになりました。今中島理事から申上げましたやうに費用が重つて来たのであります。事の緩急から云へば疾くやるべきであつて既に遅い、今頃決心したのはさういふ動機もありませんが内地各地でやるからやらなければならぬといふ譯でない、眞似をすることがよいことであつたら眞似するのが宜いのであつて眞似をすることは悪いことでない、さういふ見地から此の案を提案したのでありますから他の諸君は滿場一致で御協賛願ひたいのであります。

○議長(吉田房次郎君) 第二讀會を開きます。

○森川照太君 更に意見を述べたいのであります。

○森川照太君 其の前に質問があります。内務省では日本児童の死亡率の多い爲に研究會が開かれ

たさうであります、其の調査の結果は如何いふ結論に到着したのか伺ひ度い。

○行政委員(田村俊次君) 凡そ衛生施設といふものは今日行つて、腹が減つた時食べたやうに同時に其の効果が現れるものでないものであります、内務省のやつた展覧會は無駄数字上何れだけ死亡率が減つたといふことは現はすことは出来ませんが、結局非常に効果があつたから大に之からやらうといふので毎年方々やつて居るといふのであります、効果のないものは手数を掛けてやる氣遣ない、結論は効果があつた。

○森川照太郎君 展覧會の功績のあつたことは伺つて居ります、ツイ此の間だから功績の分る筈ありません、功績があつたから之は宜いものだといふ議論は直解なすつたら間違です、私の御尋ねして居るのは内務省で児童死亡率の多い原因を調査する爲に會合を開かれたといふ御話であります、然らば其の爲に招集された調査委員の結論は如何いふものであつたか私はいふ度い、趣旨は子供の死亡率の多いといふことは子供が弱い爲か、子供の育て方が悪い爲か何方といふことに専門家の意見は歸着したか、之を伺ひ度い。

○行政委員(田村俊次君) 之は云ふ迄もなく育て方が悪いといふ結論であります、だから育て方の悪い點を何ういふ風にしないでだん／＼直して行くかといふと其の一つの事業は展覧會をやつて。

○森川照太郎君 愈々反對です、若しも内務省で開いて居る調査委員がさういふ結論に到着されるといふならば素人の若々の智識では矛盾と思ひます、何となればもう文化事業に感化された時代の母親がすつと昔々の御ふくろや婆時代の母親より無學であるとは考へられませんが、併し乍ら最近に児童の死亡率が増えたといふならば、相當の素養のある筈の母親が育てた子の方が餘計死んで何等見たことも夢にも思はなかつた母親、婆の育てた子供の死にやうが少なかつたといふことになりなすならば、決して母親の育て方の善し悪しが死亡率に影響して居るのでないと思ひます、素人の考で推定して見たならば生活の壓迫から来る所の幼児の營養不良とか、風俗の墮落から生ずる花柳病等の結果といふことは醫者は發見して居られると思ひます、今日の母親が子供の育て方が下手な爲だといふ結論に到着しなかつたらうと思ひます、従つて私は母親に子供の育て方を教へ込むことはそんなに必要だと思ひません、夫れから私は成る程之が御説明の通り目に見せる方が効果が多いといふ御議論は御尤もさうかも知れませんが、たつた一遍展覧會を開くことに依つて天津の若き母親が子供を完全に育てるやうな智識を得るに至るといふことも甚だ私に考へられない、夫れよりも若しも力を盡さるゝならば恒久的性質のある仕事を婦人會と婦人の醫師諸君とが提携して、さうして不斷にさういふことをよく教へ込む、といふやうな講演會を開くとか、講習會を開くといふやうなことをなした揚句斯ういふことをなさる、田村君は育児相談部を造られ講演もなすつたさうであります、さういふものがもう少し力を盡した上に於て斯ういふことをなさるならば宜いでせうが、今迄何れも充分な効果もなさないうで直に人の所からものを借りて来て列るといふことは私は餘り夫れが爲に天津の児童の死亡率を減少する力があるとは何うしても考へられませんが、尙ほ大分大切なものを北京、大連、日本から借りられる民間に於ての催しならば貸してやらう、責任は其方へ負へといふことであるならば、斯くの如き大切なものを民間に借りまして萬一のことがあつた時は其の責任は民間に負はなければならぬ結果になりなすから、さういふやうな貴重なもの迄借りて其の効果が餘りに充分でないと思は

(26)

(25)

れるやうなものは御見合になつたが宜いと思ひますから私は反對の自説を固持致します。

○繪垣泰興君 此の児童衛生展覧會に就きましては私は兎も角も其の効果が有りや否やは分りませんが、新らしい試みとして吾々の醫者の立場として多少公共的社會的奉仕の意味から云つても賛成する次第であります、而して民間が之を田村さんからの御話に依ると御援助願ふといふことは私等は實は承知して居りましたけれども之は民間の事業として斯く豫算を取つて迄、實は豫算の切詰つて居る民間の豫算に對して御迷惑を掛けるとは實は思つて居らなかつた次第であつて、何しろ田村さん費用の掛ることであるから民間に向つて請求されたことと思ひますけれども吾々はその意味から云つて田村さんが多少とも吾々と御同感であるから費用の掛るものであるならば醫師仲間で豫算してやつて然るべしと思ひますから其の意味から云つて豫算なるものは御辭退致し度いと思ひます。

○遠山猛雄君 私に別個の意味に於て此の育兒展覧會、氷案に反對するものであります、今育兒展覧會に就きまして田村委員より多々長い廣告を聞かされたが、果して廣告通りの効果が假にあれば、田村委員を攻撃するといふ形でも面白くないかも知れませんが、忌憚なく云はしめれば、田村委員の行政委員は店を擱け過ぎる、もう少し慎重すれば少しやう放しと私は考へる、何を例に致しますかと云ひますれば、私共個人と致しまして、私共の考と致しまして公共團體は尚も一つの仕事をなさるなら此の仕事に就て最終の責任を持つといふ觀念が非常に大切と思ひます、一つ目論んだ仕事の結果に對しては最終の責任ありと否とに拘らず責任を考へます、まして任にあつた時には之に對して附託の責任ありと考へなければならぬと考へるの

であります、之は實例を申しますと本年今期行政委員に於きまして先づ第一に義勇隊を組織した、さうして保潔隊が造られた、更に育兒展覧會を開く、さうしてもう一つ氷屋を始めるといふことになつた、私が考へますには義勇隊も過去の成績に依りますと、決して完成して居りなすまいと思ひます之に對して非常に改革しなければならぬ點があると思ひます、而して夫れは其のまゝにして保潔隊の如きに至つては私に云はすれば言語同断だと思ひます、最も交通の頻繁な所に養蠶を二時間放り出して置く、斯んなことは他の國にないだらうと思ひます、(拍手)

に過去やりました仕事に對して餘りに責任觀念が薄過ぎると考へる、恐らく多忙で折角よくしやうと考へても仕事に對しては或は遂に其の爲に此方が御留守になるものと思ひます、(拍手)

(28)

(27)

○行政委員(田村俊次君) 私に注意と仰いますか。

○遠山猛雄君 決してさうとは申しません。

○行政委員(田村俊次君) 私の關係して居る仕事の御話がありましたから申上げます、何うも児童衛生展覧會も私が云ひ出

(29)

したことですし、義勇隊も私が隊長をやつて居ります、米のことは私は知りません、保潔隊のことも無論私が案を出しました、夫れを並べて攻撃といふことになると私は注意を與へるといふこととなるのですが、義勇隊の御話ですが、義勇隊が今に完成して居らんといふことは私は一向分らん、あの發表された義勇隊の規則を御覽になつたらば何ういふことをやる、訓練は何ういふことをするといふことが書いてある、何時を以て義勇隊が完成したかといふことは分らん、現に肉協同一致の動作が出来ただけの訓練は必要と認めて今其の訓練をやつて居るのであります、既然大体の訓練が済んで居ります若し一朝事があつた場合に無備無慮に御覽に入れたらと思ふのであります、今日今晩事がありまして、必ず義勇隊としての団体行動が出来ます之迄休む時間を休まずに訓練が何かに従事して居つて其のことは御出でを願つて御覽になると思ふのであります、何の位置訓練が出来たかといふことは時々訓練の時御出でになると思ふのであります、又保潔の今の差便を外に置いて置くといふことは何處の國に行つても文明國には無からうと思ひます、併し又文明國と云つたらばあの大小便を糞箱の中にためて置く國も餘り無いと思ひます、何れ水便式で流してしまひますから大小便を糞箱で往來を運搬する國はたんとないのであります、だから天津も悉く便所が水便式になりますればあゝいふ不潔なことは出来ないのであります、家屋の構造や色々な關係から矢張り昔の所謂糞箱式にためておくのでありますから之を御出で他に捨てるとするならば何うも作業の關係は、高潔位儀性になつて遊便のたまつて居ることはむを得ないのであります、併し之は何か方法を考へて長くためて置かんやうに當

(30)

事者は非常に注意して居りますが保潔隊の効果は私としては我田引水ではありませんが、確かに効果が上つて居ることを信じて居りますが、之は又機會がありまして上申上げることにして、甚だものをやることはやつたが後の結果をつけんといふことは心外に感ずるのであります、一寸夫れだけ申上げて置きます、児童展覽會其他の必要と認めて之をやる以上は之に掛けるものは責任を以て其の結果をつけます、決して御心配は入りません。

○遠山猛雄君 義勇隊や保潔隊の問題になつて氷屋は肝心の議論から抜かれましたやうでありますか、話の序でございますから、隊長に御伺ひ致しますが、今の義勇隊の兵数は幾人でございますか、同時に會て待從武官が御出でになつた時天津の義勇隊は幾何あると御報告されました、而して其後恰度義勇隊の訓練のあつた時幾等の義勇隊員が之に出席されましたか。

○佐々木敏丸君 義勇隊の組織が議案にありますか。

○議長(吉田房次郎君) 問題でありますけれども、任様がありません、御意見がありませんければ決を取りませう。(賛成)

○議長(吉田房次郎君) 一寸御尋ね致しますが、遠山君のは豫算から削除するといふ案ではありませんか。

○遠山猛雄君 義勇隊の問題、保潔隊の問題は通常民會の時御伺ひ致します、之は先刻申上げたやうな意味に於て氷屋、児童展覽會を削除して頂き度い。

(賛成)の聲起る

○行政委員長(白井忠三君)

(31)

討論終結、裁決といふ羽目になつて居るやうでございますから責任上一言私の意見を差加へて置きたいと思ひます、案其のものは御承知の如く私の留守中に出来ました案で、提案の理由は先刻米中島理事及田村委員の説明に依つて私も詳しく知つた次第であります、反對者の御意見の要點は民團の財政状態に於て、必要な仕事であるから知らんが、裁決を考へたならば金額は少いけれども削除した方が宜いだらうといふ森川君の御意見と、民團が餘りに店を掛け過ぎる、結局立派な仕事であつても効果が上るまいといふ遠山君の御意見、云ひ廻し方に多少の相違がございますけれども民團の切詰めた財政を有効に使はれない處があるから反對したいといふ御趣旨と伺ひました、成る程裁決とか必要なものといふことは多くの場合金の問題でありますから此の點に於て議論を如何に重ねても離れて居る議論は一致させ難いと思ひますが、併し森川君の御意見の如く道路といふものは非常に必要で子供の育て方を教へるといふことも必要だらうけれどももつと必要な仕事があるではないか、といふ意味から云ふと道路が本當に必要といふ風に取れますが、凡そ政治を行ふといふことは此の大なり小なりの縦横資乏であつても必要であるものは各々効果があるやうに出来るだけ手を擴げるといふ方が進歩であると思ひます、遠山君の手を擴げるといふことの御批難は相當なものとと思ひます、効果が上るか上らぬかといふ森川君の御意見には感服致しません、如何となれば日本の内務省で調査してさうして其の効果を上げる最も善い手段を兒童衛生展覽會であるといふことに對してオーソライズされて各地に於て實行されて居るといふならば天津の善々民會に於て其の効果を疑ふといふことは頗る僻越でないか、外務省で協定の結果兒童衛生展覽會を開くといふことは一番効果がある……。

○遠山猛雄君 先刻議長が善々に議論はもう宜しい、討論終結あるといふ御話でありましたが、當局の意見は決を取るといふことでありましたが。

○行政委員長(白井忠三君)

(32)

夫れであつて見れば効果があるものと考へて見たいと思ひます、金額は僅か千圓であるが、成る程先刻の御話のやうに義勇隊を拵へる、保潔隊を拵へることは兎に角、之の効果有無といふことは日本で實例を示されてさうして夫れが一番よいことである、色々な方法もありませんが、兒童の死亡率を減ずるには児童展覽會をやるのが一番効果があるとされて各府縣に對して獎勵して居るといふ明らかなるに事實が善々に教へて居るのですから僅か千圓の費用でやることといふことは一寸も緩急策から云つても差支ないと思ひます、氷問題も同様であつて先刻米中島理事の説明に依つて多數諸君は成程さういふ譯ならばやつた方が宜からうといふ御意であるやうに思はれる私は此處で説明を加へる必要を感じませんので省略致します。

○議長(吉田房次郎君) 只今私は討論終結と見て決を取りませうかと満場を聞いたのでございます、其間に責任のある會長が立たれたのであります、之は何うしても發言を許さなければならぬと思ひます。

(ヒヤッ)と呼ぶ者あり

○遠山猛雄君 若し責任ある人が長たらしい御意見があつたならば案を提出する時云つて貰ひ度いと思ひます、片方の辯論を押へて置いて當事者の答辯を許すといふことは原案に就て折角出来かけた費目の語りが進行するやうになつて、もう少し公平に。

(議長公平)と呼ぶ者あり

○森川照太郎君 白井君は私の議論を駁されましたが多少私の議論を曲解して論せられたやうに思ひ

(34)

徒に議事を漫然と粗雑に其のまゝに過すのは吾々御互の職責を全うすることにならないと思ひます、斯ういふ所を五分、三十分遅れても差支ないから後で後悔のないやうにして、議事を審議された方が宜いと思ひます、其の意味に於て私は一言申上げますが、人命を託されて居られる東亞醫院の田村院長が非常に御多忙の際に拘らる、民團の爲に其他有ゆる公職の爲に日夜御奮闘になり御盡力になるといふことに對しては非常に満腔の敬意を深く表すのであります、此の問題の兒童衛生展覽會の御提案に對しても此の吾が民團を思はれる所の御厚心の發露が透つて此の提案の結果となつて現はれたのであらうと私は一人此處に居るやうな雄大な雄辯は出来ませんが只平たく直覺した平易に考へた常識から以て行つて、私の常識に嵌らないから其の案には遺憾なく反對するものであります、理由としては成るべく此の展覽會は非常に人命に對する衛生の問題であるから大切でありませうが、少し考へて見ますと或は幼稚園の問題にしては青年會の問題にしても皆吾々の生命、吾々の衛生状態に關するものであります、此の兒童衛生展覽會も大切でせうが、展覽會と云つても幾分の出品はありませうが、子供を皆田村院長に御世話になつて一人無くして居ります、子を思ふ親の本當の悲哀に感じて居ります、本當に私は抽象的でなく申上げると此の一千の金を使つて展覽會をやつて入場者を集めて天津の衛生思想を進めるのはよいか知らんが、夫れより非常に痛感して居るのは一人無くしましたが二人の子供は毎日午後二時から公園にやつて來ますと遊場の砂が非常に不潔である、支那人の子供等が無暗に這入り込んでさうして糞便をやらす、夫れに砂をかける或は掃はす様をする、百日咳を皆貰つて來るのであります、夏以來私の子供は大和公園に寄こしません、佛蘭西公園、英吉利公園にやつて居ります、斯

(33)

ます、第一内務省で専門家に調査させたといふ只今の御話でありましたが私は此處に其の調査委員の報告を拜見して居りません、僅かに田村委員の言葉に依つて之を論ずるの他ないのではありません、併しながら人には記憶遠といふこともありませうから、田村君の言を以て直にオソソテイのものと思はれないのであります、況んや先刻申上げたやうに日本の醫學大家が寄つてそんな間違つた結論をする筈はないと確信致します、昔の無學の母親が育てた子供は死なないで有識の母親の育てた子供がよく死ぬといふのは可笑しいでないか、之は母親の知識の差でなく他に原因があるといふことは賢明なる白井會長は御考になさるべきであります、然らば内務省の考が間違つて居るか、さうでなければ田村君の記憶遠だと結論するより他ない、ですから夫れを信する譯に行かないのであります、だから展覽會が効果ないものと申しませう、無論あるでせうが、此の金を使ふ位ならばもう少し意義ある事の時少し許り雨を降らすやうな眞似をしないで充分地面の潤ふやうなさう金の掛らな有效な方面にもう少し力を盡されたら何うでせう、槍垣君も醫師會で金を出し合つても宜いから之は御辭退申し度いと仰つて居られる、斯くの如き方法を講ずる道があるに拘らず、雜支出の支出として出すことは財源のない民團で千圓でも費することは出来な(ヒヤ)僅かといふ會長の御言葉は行政委員長の威力をよく示して居るものと思ひます(拍手)

故に私は猶ほ此の費目を削ることに致したいのであります

○行政委員長(白井忠三君) 學校で勉強した人が年寄りの子供を育てるより上手といふのは森川さんの間違だと思ひます、一千圓は僅かといふのは私でなく僅か、一千圓だけでも削除致し度いと貴下が仰つた、其の位にして置きます

○遠藤盛彌君 議事も澤山ありませうが、慎重審議といふことは斯ういふことではないかと思ひます

(36)

居りますさうして只今の此の議場の空氣が若し費用だけを御削除になつて下さつても何うぞ民團としては此の御計劃に御援助を願ひます、議員諸君も兎に角悪い計劃でないと思ひますから直接なり間接なり御援助を賜はらんことを希望致します

○行政委員(田村俊次君)

此の費目を削除しろといふ御議論の根本は何うも何ういふことをするのたかといふことが御解りにならないだと思ひます、何ういふことをやるといふ内容を御存知なくて漫然とそんなことは必要ないといふやうに極められるのですか、無論御分りにならないのでありますから内容を申上げます、夫れから何故民團が主催しなければならぬかと申しますと、先づ第一に十字社の材料を借りますにも矢張り民團が主催することにしてやりますから貸すのであります、私の病院なり、私の園休に援助を願ひますにも矢張り民團の主催であるといふので援助して呉れるのであります、今槍垣君の云はれる之は醫者の仲間であるのであります、又民團で費用の掛ることであるから民團でなすべきが至當でないかといふ考で案を出したのであります今森川君は昔のお母さんが育てたものは死なないといふ、之は新聞を持つて居る方に似合はないと思ひますが、死んでしまつては残らない、生残つたものが大きくなつた、昔の育て方は上手でない生残つたから大きくなつて、育て方が悪くて死んだものは今無い、内容は色々、例へば近頃中は斯うして夫れから産海に在る時は斯うして

(衛生講話は後にして下さい)と叫ぶ者あり

○行政委員(田村俊次君)

だから何うも必要ないといふ遠藤君の説明の必要ないといふ理由は分らんですが内容が御解り

(35)

くの如く極く手近で以て最もやらなければならぬ所の問題が未だ私はあると思ふのであります一つの例に過ぎないのであります、斯ういふ點で以て今最も困つて居る問題が未だあるかも知れませんが、私は只氣附いた點を申上げると此の兒童衛生展覽會で母親若しくは將に母親ならんとする所の人達に思想を注入するならば活動寫真も宜しい、幻燈でも宜しい、民團の金は千圓は僅かか知りませんが、白井會長の御説明にもあつたが僅かと仰るけれども或は義勇隊の補助問題、青年會の補助問題、少年團の補助は僅か三百圓、五百圓の金に對して議論紛々としてやつた民團がありませう、さういふ場合何か彼にかつて今日は僅か一千圓と云つて居る、此の議案は會長の御不在中御提出になつた、議長が議論終結と見て決を取らうといふ時に敬慕し、信頼する白井會長が議論正に討論終結する羽目になつて會長として一言申上げると云つた事に對して目頭信頼する白井會長の信頼に裏切られたやうな形となつたことを悲しむのであります、吾々が信頼し、敬意を拂ふ吾々の白井君を以て吾々が五千人の爲にやつて居る事を遺憾なく押へられたやうな高飛車な、之はさうでないでせう、信頼する白井會長はさうでない、圓満に滑らかに行政委員會で決議して活版に刷つたものは削られては權威に關するといふ御考を持たれて居るやうに思ひます、夫れは間違であります、如何に行政委員諸氏が御決議にならうが民意を汲まないものであつたならば民團の爲に削らすことは行政委員の本當の御使命だらうと思ひます、民意を汲みになる御精神があれば此の意味に於て甚だ遺憾なく此の問題を削除して頂き度いと思ふのであります

○槍垣泰興君 私は今外出致しましたので皆さんの御質問を聞くことが出来ませんで遺憾なく又甚だ突飛なことを申上げるかも知れませんが、御容赦願ひ度い、兎に角此展覽會の計劃が進行致して

(37)

ならんやうな反對の御意見であるなら申上るし、さもなければ何か私が出した提案だから反對するといふやうな邪推もされるし、何うも甚だ反對の根拠が誠に明かでない、私は撤回することは出来ない。

○榎垣泰興君 費用は御五に出し合つてやらうでありませんか。

○行政委員(田村俊次君) そんな譯に行かない。

○森川照太郎君 田村君は私の申ししたことに答辯の必要はないと仰つたが、最近死亡率が増加すると仰つたでせう、然らば最近何が故に死亡率が増えるかといふことを考へなければなりません、私は行政委員が、會長は居られなかつたが、今日迄話を何ういふ風にして進められたか、進んで居られるといふことでありましたが、民會の承認を得ない中に諸方の團体と交渉なすつたといふ、私は處置を誤つて居ると思ひますが、何ういふ風に御進行になつたか手続を伺ひ度い。

○清水幸三郎君 田村さんに御伺ひ致します、死亡率が増えるといふので此の案を提出された、人口の日本で殖えるのは何ういふ譯ですか。

○議長(吉田房次郎君) 討論を終了致しました、只今兒童衛生展覽會の一項の一千圓を削除すべく森川君からの御提案がありました。向山さんの御議論、選藤さんの御議論、榎垣さんの議論一つ議題でございます。

○平井久一君 榎垣さんの御意見は主眼を民團として費目を削るといふので、他のは全然さういふことはない、結局は同じだけれども趣意は違ひます。

○議長(吉田房次郎君) 皆様がよく聞いて居られると思つて居ります、一つにして決を取つたら何うでせう。

(38)

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○議長(吉田房次郎君) 経常部の中の第十九款雜支出第四項兒童衛生展覽會の一千圓といふのがございます、之を削除するといふ森川君の案でございます、御賛成の方は手を挙げて下さい。

賛成者がありますから改めて削除するといふ方は御起立願ひます。

御報告申し上げます、四十三名今日居られます、一人外出されて居りますから四十二名になります、今の御起立になつた方が二十名でございます。

○選山猛雄君 今石川君が居られないが、大体私共に賛成して居ります。

(之より議場騒然として聞取れず)

○行政委員會長(白井忠三君) 夫れは議事法違反で可否の數に知らなければ出来ません、反對の數が極まれば残つた者は賛成者になります、議事の規程に「出席議員は必ず可否の數に加はるべし」といふことは極めて居ります。(起立者少數)

○森川照太郎君 私の修正案は不幸にして一票の差で破れましたが、提案者の十名を差引ましたら民會議員としての反對者が半数であります、提案者たる行政委員の反省を望みます、今日迄の民會に斯くの如き例は一遍でございませぬ、僅か一票の差で以て提案者十名を加へることに依つて一票の差で以て此の提案が遂行されることは面白くないと思ひますから行政委員特に行政委員中の提案者田村君は宜しく慎重に反省されることを要すると思ひます。

○議長(吉田房次郎君)

(39)

只今選山君から臨時部で第十四款冷蔵氷貯藏費六千を削除するといふ説が此處にあります、御賛成の方は手を上げて下さい。

(賛成者少數)

之は少數ですから否決致します、夫れでは今の修正案は成立しませんから讀會省略可決して何うですか。

(異議なし)の聲起る

○議長(吉田房次郎君) 御議論ございませんから讀會省略可決確定致します。

○選山猛雄君 議事の事に就て先例にならぬと思ひますから伺つて置きます、先刻申上げましたが、斯ういふ石川君の場合、外出して居ない、其處で決する場合には之を全然自席に居ないといふ理由を以て裁決を加へないといふことは認めるが一應其處に居ないことが分つて居れば呼んで来るといふやうなことは……若し問題が重大であつたら議長長の権限を以て解決を與へて頂き度い

○議長(吉田房次郎君) 只今の場合は私は石川君の居るといふことはよく知らなかつた、居られないといふことも知らなかつた、宣告したら不幸にして居られなかつた、宣告したから仕方ございません。

○議長(吉田房次郎君) 其の場合石川君のことを早く知つたら皆さんに御相談するのをごさいます、よい御注意でありましたから記録に止めて置いて下さい、夫れでは二十分の休憩を致します。

午後十時二十五分休憩

(40)

午後十時五十分再開

○議長(吉田房次郎君) 夫れでは開會致します、序に此の豫算だけやつてしまふと思つて居りますから日程の第四に移ります。

(議案第四、昭和二年度特別會計電氣歳入追加豫算案)

○理事(中島徳次君) 登壇 内容を説明致します、例に依りまして経常部案から説明致します、第一款の事務費三千二百圓依給及請給、宿舍費、警備費、此の事務費は職工三名を増加する爲に設けましたのであります、其の理由は御承知の通り今回新設致しました發電所の機械は相當新しい機械でありまして特に始めてのことであるので只今迄は三菱の神戸の製作所より派遣致しました職工が一人居ります、之は今後共同條約の下に民間に人を貰へることになつて居りますが、御承知の通り支那の時局は何ういふ變態に變化するかも分りません、今後とも一個事變の起つた場合の色々な危險も相當懸念して居らなければなりません、民間の只今の方針としては何ういふ事情がありまして日本人的手に依つて運轉し得る、極く些末な仕事は格別と致しましては發電所の重要な機關には夫々日本人の手に依つて之をやる、現に陸軍の如き水道とか或は電氣とかいふことに就きましては特別にさういふ點に於て始終注意して居られます、發電所の經營を完全に致します爲に尙又さういふ萬々の危險の場合にも日本人の手に依つて充分之を遂行し得るといふだけのことをして置きますことは最も必要なことであらうと信じて居ります、さういふ爲に相當熟練職工を備へ入れまして局部々々を擔任さすといふやうな方針を取りました、夫れが爲に職工を三名増加する、只今の

所では極く手不足であります爲に誠に人々が激しく徹夜致しまして又翌二時、三時から出て行かなければならぬといふ其合になつて居りますから成るべく之も交替を充分にさせましてさうして一面に於ては仕事の危険数を少くし、以て完全に此の機能を働かせ度いといふ意味で職工の三名を増加致しました、此の三名は三月末日迄の豫算を一人當り約百五十名の経費を當てましたものであります、宿舎費の五百圓は實はもう少し早く電気技師の宿舎だけは造つて置かなければならなかつたのでございまして、不幸にして今日迄實現して居りません、宿舎が無い爲に技師長なり主任技師なり、日本人の技師が自宅から出て参りまして約二十分の時間は何うしても掛るのであります、主任技師なり次席の技師なり欠張り交替でも致しまして居りますけれども自宅から参りますので二十分の時間が掛るといふことは一朝停電でも致しまして居りますけれども爲に多少なり時間を短縮するのであります、さういふ宿舎の建設のことも考へて居りました、恰度發電所の前にあります支那人の住宅がよい按梅に三戸程空きましたのであります、此の宿舎を借りましてもう近く片岡技師なり坪川技師なり職工及び機械の方の技師が移す苦になつて居ります、此の宿舎費五百圓計上致しました、宿舎を借りまして全支那人の家屋でありますので此の三戸に差を入れますとか或は家具を入れますとかいふやうな費用七百圓、第三款の増設費の七千圓は中原公司の爲に彼處に發電所を一つ造らなければなりません、之も中原公司の申出に依りましてあの中原公司の中の一部分を仕切りまして天れに民間の發電所を造ります、之は中原公司に無論家賃とかさういふ点に於ての料金を拂ふ譯でなくして無償で一部民間の發電所として使はれるといふ堅い條件の許に發電所を造ります、夫れだけであります、發電機九千三百五十圓、之は御承知の通り先般支那の事件の爲に開港務局が石炭の買上を致しましたこと

があります、其の當時には二百五十噸の貯炭しなかつたので行政委員会にも色々説がありまして少くも一噸、二噸の石炭は常に用意する必要がある、殊に支那のやうな變動常ない所には更に相當貯蔵しなければならぬといふ意見がございました、實は十一月末日切換致しまして十二月初に始めるといふやうな昨年度の豫算でありましたが、最近豫定が順序よく進びまして十月中旬に始めることになりましたが僅か二百五十噸しかない所にある事件が勃發致しまして或は陸軍の御厄介になつたりしまして斯ういふ状態が長らく続きますと發電所の石炭が非常に困るといふので當局の手を煩はしましたり致しまして幸に課程を免れて始の約東嶺段で此方に引受けることが出来たのであります、現に只今も輸送して居りますが現在迄に約千四百噸の石炭を運んで居りますが兎に角其の中の一噸だけの費用を要求致して居ります、第八款の豫備費は之は炭入の關係で金が少し餘りますので豫備費に廻したのであります、臨時部は土木、建築費、實は發電所のコンデンサーに水をウエズ運河から取入れて居りますが、此の計割を致しました當時は約四尺位の深さを持つて居りました、ウエズ運河の水を取りますので非常に減りました、今では約底迄一尺位の深さしか保つて居りません、少し上の方に参りますと四尺近くの深さを持つて居りますが、取入には追々浅くなりまして、御承知の通り約一米の鐵管一杯の水を取るので非常に多量の水が来て居ります、さういふ水を餘り激しい力で引入れる爲に其の方に泥が寄つて参ります、又一方は少し下流の方に、變電所の上の方に其の水の吐出口がある、此の吐出口からも引入れ口と同様の水量を非常な力で出して居ります、此方で出すといふやうな具合に吐出口が取入により更に淺くなつて居る、斯ういふ傾向は最初から全く豫想もして居りません、今後結氷期でもなりましたあれただけの水勢がありましたら其處には氷は張らんだらう

と思つて居りますけれども少し隔つた所には氷が張るだらうと思ひます、さういふやうな場合深さ一尺位の程度の所に氷が張ると假定致しますと水を掘るに非常に困難になります、其處で色々研究致しました結果、鐵管をウエズ運河の向ふの恰度民間の買つて居ります池沼迄鐵管を延ばしてさうして引入れるといふやうなことも考へないではありませんが、相當大きな鐵管でありまして、急の間に合ひませぬ、又相當の工費が掛るのであります、其處で先づ緊急策と致しまして二尺なり三尺なりの四角い木桶を造りまして向ふの池迄つなげて取入口迄木桶を造らうといふ案であります、之は佛蘭西租界の方にウエズ運河の水を取入れて使つて居りますから相當の設備をして居りますが、佛蘭西租界の如き所には相當大きな池を造つて居るのであります、此方はあゝいふ場所ではありませんので殊に極く近いものでありますから出来るならば此の水を利用したいと思つて居ります、所が只今申上げたやうな状態でありまして又最も急ぎます仕事でありますし、又全然根本的の仕事ではありません、何れ通常民間に案を出すのにウエズ運河の水に依らないでやるか、或は向ふの池迄やるか夫れは只今切りに調査致して居りますが、應急の處置として木桶を使ひ度いといふ案であります、次に發電設備費、汽機購入費、鐵管類購入費は既に豫算を取つて買入れて居りますが、相場變動の爲に一寸だけの額が足りなくなりました、已むを得ず臨時費として請求致します、大体以上の次第であります、詳細の点は御質問に依つて御答辯致します、収入の方は電氣料の自然増収であります。

○議長(吉田房次郎君) 此の案に就て御質問がありますれば何うか御質問願ひます。

○永安平吉君 此の第四款發電所の石炭一噸、之は一噸位纏めて買うと又安く買入れられるやうな時がありますか、之は競争入札でやりませんが若しくは指名納入に依つて。

○理事(中島徳次君) 御答へ致します、當地の状況に對しまして石炭の買入は先づ開港務局の一號炭を、都合に依つては二號炭なり夫れ以外にはありません、民間の方でも色々研究致しまして撫順炭を使ふやうな立案もして居ります、併し非常に火力も強うございましてけれども爲替關係其他から撫順炭を直に使ふといふことも不経済であるし、取敢へず只今では開港の石炭を買ふより他ありません、夫れで民間は開港務局に直接交渉致しまして數次に互つて交渉致しましたが先方の申出はA、Bと二種ありまして、Aの方は表面の値段から三十五錢引くといふのであります、一噸が一號炭で八圓七十五錢夫れから三十五錢の割引をする、但し此の値段はAの方は運輸關係其他の變動に依つて何時でも値上することが出来るといふ甚だ頼りない値段なんです、もう一つのBは定時の鐵道運輸状態が何の位變動せられても又何ういふ場合に於ても値段を上げない、斯ういふ二つの値段を出して居るのであります、一方は三十五錢の割引を致し、一方は割引しない、之は何處の會社も矢張りBの方の値段に極めて居るのであります、之は矢張り向ふのヤードの受渡の値段、向ふの受渡の値段で八圓七十五錢外に運賃六十五錢掛る、民間の交渉としては何うしても之以上負けないのであります夫れで私考へましたのは大体御役所仕事といふものは私共の東京時代の商賣のやり口を見まして役所は少く高く賣つても賣れるとか、さういふやうな意味で民間からの交渉であるから幾分か之に割引でもするか或は何か又御役所であるから値段を掛けて居るといふことはあるまいか、斯ういふ考が起きましたので先づ以て三井に相談致しました、斯ういふ値段を開港務局が云つて来て居るが元來私共の今迄考へて居りますのは外國の商館等と契約致しましたものが一朝間違つた時常に不利益な位置に立つ、一例を申上げれば撫順の古い自動

(45)

車の如きも其後ローラーを換へますとか色々なことがありまして何れも外國の商館との話には
しまひには本で鼻を括つたやうな挨拶を受けて訴訟でも起すか何かしなければ吾々は満足するこ
とが出来ないといふことがある爲に、三井に斯ういふ値段であるから此の値段以下で君の方でや
れ、ば君の方に御願ひする、假に同等のものであつたらば外國商館にやるより、日本の大倉社
で責任を負つて貰へれば便利であると思ひますから一度ちゃんと交渉して貰ひ度いと思ふ、私は斯
ういふことを申しましたが、三井の方では何れだけの石炭の単價にして居るか知ら
せんけれども佛蘭西や英國の方が何れも單價が安いやうに思ふ、だからさういふ單價で知れば
もう少し……計算の中に這入つて来るから充分調へませうといふ答辯のあつたことも記憶して
居ります、民間から行きますより三井から交渉させた方が民間としては有利に買得るか解ら
んと考へました所が、開港場務局から更に手紙が参りまして、三井の方から斯ういふことを云つ
て来た、私の方では三井の方に賣つても貴下の方に賣つても此の値段以下には出来ないといふや
うなことを云つて参りまして、三井の方の返事も此の通りです、但し向ふの方はヤード受渡をする
、私の方は民間發電所受渡しといふのだから口銭は向ふが出すといふことになつて居りました
さうすると宜しい、貴下の方が二十口銭が入るなら二十口銭だけ安くするから直接御前の方は三
井に二十口銭の口銭を出せ、民間は二十口銭の口銭を負つて呉れといふ交渉をするべきものであるか
うか考へましたが、少くも手紙で開港場務局から民間へは此の値段以下に下げることが出来ない
之は佛蘭西なり英國なりに御聞き下すつたら解る筈といふことを云つて来て居る、三井に斯う云
つたら口銭二十口銭下ないかといふことは德義土民間として面白くないと思ふ、受渡場所が向ふ
がヤードとするのと此方の發電所で受渡するのとは相當の開きがあるといふので開港場務局から

(46)

私の方に云つて寄こしました値段と同一値段に御願ひする、但し受渡場所は發電所で受渡といふ
ことにしたら宜からうといふことで大体三井の方を話合致しました、但し夫れは全く臨時のもの
でもう既に年契約期間が迫つて居りますから十二月末日迄假に君の方に御相談せう、一月が
年契約の始でありますから、開港場務局の年契約は一月でなければ出来ない、夫れ迄出来ないとい
ふ話でありましたので其處に以て来て發電所の草創の際に石炭が要るといふ懸になりまし
たので之だけ入れて置けば開港場務局から買うより受渡場所か運ぶだけでも有利に買へるならば
三井に御依頼したら宜からうといふので本年一杯の分に就て三井と約束致しました、受渡場所が
違ひますといふことに就て民間が現に過日米コークス其他のものを租界の人に配給致しますに就
て日本人の最も喧ましく云ふ所は受渡場所の單價にしましても、此方に持つて来るにも何うし
ても一噸に付て四五十斤の目減りを生じる、さういふことから見ますと開港場務局と直接の契約
で向ふのヤード受渡をするより三井と約束して發電所受渡の方が民間としては有利と思ひましたの
で過日急に軍隊の自動車借りたり致しまして石炭を取寄して以來今日に至る迄三井が當面の仕
事に對して非常な奮闘を見ましても松昌洋行等のやり方とは少く趣が違つて居る、幸にして
よい事をしたといふ感じを持つて居ります、多少此の點に對して高いものを買つたといふや
うな噂も聞きますが、之は(A)の値段の何時でも變動のある、又場合に依つては供給を斷つ
といふやうな不安な状態にある値段と(B)の方の絶対に値段を變へないで何ういふ場合にも供給
するといふ堅き約束をする方が宜いといふので矢張り三井の供給を受けて居ります、さういふ次
第であります。

○永安平吉君 よく分りました、此後は私は石炭等は大概發電所で一ヶ月の量は何れ位入るといふ

(47)

程度が極つて居ると思ひますから成るべく一年間の契約をして競争入札せられたら又幾分安く買
へるやうなことがありはしないかと、相當の數量を御使になるやうでありますから成るべく斯う
いふ買物は競争にさせるのが公共團體として至當でないか、今後成るべくさういふ方法を希望致
します。

○理事(中島徳次君)

御注意は確に認承致しました年契約が出来ないといふことは只今御話致しましたやうに開港は一
月でなければ總て年契約はしないのでありますから、私共年契約を致し度いといふ考でありまし
たが、夫れは出来ませんでした、但し十二月には松昌洋行から申出て居ります多分方面から申出る
か分りませんので總て競争入札にしても宜いだらうと思ひますが、併し發電所の石炭は御承知の
通り之がなければ一日も存立致しません、斯ういふ今日のやうな程度のものに宜しうございま
すけれども相當大きな變動でもありました場合に實際石炭を供給するといふことに就きまして相當
有力機關としてやらないと、貧弱な人の手に依つて斯ういふ一朝時局の變動を生じたといふや
うな場合に之は考慮しなければならぬ問題だらうと思ひます、或は競争入札にするか、特に指名
するか、之は行政委員の意向に依つて決定致し度いと存じます。

○池田三男也君 臨時第三款發電所設備費第一の汽機購入費一千弗、第二機管類購入費一千百弗
合計二千弗として、金銀相場變動の爲起した歳出であります、歳出としないで整理するとい
ふことは出来なかつたのですか、其の事情を承り度いのです。

○宮本書記 之は今度發電所に何うしても、此處に汽機としてありますが、汽機附屬品であります
三菱の契約以外に運轉する爲に何うしても要る品物ですから萬已むを得なかつたのであります、

(48)

實はパーパーになつて居りました、夫れをやつたのですから萬已むを得なかつたのであります。
○池田三男也君 斯くの如きものは爲替屋の方に此の負擔を逃れることが出来ると思ひます、今後
の方法を御注意願ひ度いと思ひます。

○議長(吉田房次郎君) 他に御質問ございませんか。

○石川 通君 パーパーは何時頃になりますか。

○宮本書記 豫算の取方がパーパーであります、八月より安いです、運轉する爲の設備費として
買つたのでありますから。

○川島範夏君 一寸御尋ね致しますが第三款の増設費七千圓、變電所費七千圓、之に就て一つ御説
明願ひ度いのですが、其の中中原公司からの一年の収入の電氣料は總額何の位になりますか、之
に對する御説明を願ひます。

○理事(中島徳次君) 御答へ致しますが、只今の御質問は何の位の利益があるかといふことですか。

○川島範夏君 中原公司から一年間に収入し得る電氣料の豫定額。

○議長(吉田房次郎君) 御質問なり御意見なりございませんか。

○議長(吉田房次郎君) 夫れでは讀省略可決確定と致します。

○議長(吉田房次郎君) 夫れでは讀省略可決確定と致します。

○議長(吉田房次郎君) 夫れでは讀省略可決確定と致します。

○議長(吉田房次郎君) 夫れでは讀省略可決確定と致します。

○議長(吉田房次郎君) 夫れでは讀省略可決確定と致します。

○議長(吉田房次郎君) 夫れでは讀省略可決確定と致します。

○議長(吉田房次郎君) 夫れでは讀省略可決確定と致します。

○議長(吉田房次郎君) 夫れでは讀省略可決確定と致します。

○議長(吉田房次郎君) 夫れでは讀省略可決確定と致します。

○議長(吉田房次郎君) 夫れでは讀省略可決確定と致します。

○議長(吉田房次郎君) 夫れでは讀省略可決確定と致します。

○議長(吉田房次郎君) 夫れでは讀省略可決確定と致します。

○議長(吉田房次郎君) 夫れでは讀省略可決確定と致します。

○議長(吉田房次郎君) 夫れでは讀省略可決確定と致します。

○議長(吉田房次郎君) 夫れでは讀省略可決確定と致します。

○議長(吉田房次郎君) 夫れでは讀省略可決確定と致します。

○議長(吉田房次郎君) 夫れでは讀省略可決確定と致します。

○議長(吉田房次郎君) 夫れでは讀省略可決確定と致します。

○議長(吉田房次郎君) 夫れでは讀省略可決確定と致します。

○議長(吉田房次郎君) 夫れでは讀省略可決確定と致します。

○議長(吉田房次郎君) 夫れでは讀省略可決確定と致します。

○議長(吉田房次郎君) 夫れでは讀省略可決確定と致します。

○議長(吉田房次郎君) 夫れでは讀省略可決確定と致します。

○議長(吉田房次郎君) 夫れでは讀省略可決確定と致します。

件といふのを議題に出します。

(議案第五、財団法人天津共益會設立ノ件)

○ 榎垣恭興君 議事進行に就て、之は如何でございますか、秘密會に願ひ度いと思ひますが。

○ 議長(吉田房次郎君)

御質問があるとか、御意見があるといふならば秘密會に致しますが、何うでせうか。

○ 行政委員長(白井忠三君)

只今附議されました財団法人天津共益會設立の件は先刻總領事の招集の辭にありましたがやうに民間の爲に極めて重要議案である爲に昨日民會議員諸君の協議會を御開き願ひまして充分に御審議を経たこととありますから改めて提案の理由等を中心することを省略致し度いと思ひます、御異議なければ左様御承知になつて。

(異議なし)「賛成」の聲起る

○ 議長(吉田房次郎君) 夫れでは讀會者略可決確定して宜しうございませうか。

(賛成)「拍手」起る

○ 議長(吉田房次郎君) 之で議案を終りました、之から行政委員選舉をやりませう。

○ 佐々木敏丸君 希望がありますから述べて宜しうございませうか。

○ 佐々木敏丸君(登壇)

行政委員の選舉に當りまして、私は皆様に一寸希望がありますから述べて置かせて貰ひます、之迄の民會に於きまして、之迄民會に議案が提出されても議する場合に色々議員諸君から相當な修正案とか補足案が提出されて色々討議されても一度委員會から議案が提出された場合に夫れを

修正されとか或は補足されるといふことが罪惡のやうに委員諸君が思はれてるのでないかと疑はれる、何時出して見ても修正意見が一通も通つたことがないやうに思ふのです、私は其の例を挙げますと、今の兒童衛生展覽會とか或は先の臨時民會に於きまして、製船料の所に於て誰しも思ふやうに百圓のものか一日一圓であつて百一圓になると一日十圓といふやうな十倍になるやうな無謀な議案が其のまゝ通過したやうなことも解るのであります、さういふやうに一度提出されたら何うしても夫れを通過しなければならぬといふやうな御意見であつたらばもう吾々民會の必要がないやうに思ふのであります、(拍手)所が民會が必要ないならば民會議員も必要ないからと仰有るか知れませんが、私としては議員が必要があると思ふのであります、夫れは善良なる行政委員の選舉といふことに就て吾々は大きな任務があると思ふのであります、今夜行政委員の選舉に先立まして何うぞ皆さんは公平、思實租界の爲に民間の爲に大に盡される方を御選舉ならんことを偏に希ふのであります。

(「ヒヤ〜」)「拍手」起る

○ 議長(吉田房次郎君)

夫れでは之から行政委員の選舉に移ります、選舉方法は單記一名であります。

○ 行政委員(永井忠一君)

吾々の任期が満ちたのですから席を換へるか何かしないでも宜いのですか。

○ 議長(吉田房次郎君) 其のまゝで宜しい。

○ 總領事(加藤外松君)

選舉立會人を平井久一君、兒島登賢君に御願致します。

(此の間持票)

○ 議長(吉田房次郎君) 皆様投票はありませぬか。

夫れでは名刺の數と投票の數と合致致しましたから開票致します。

(此の間開票)

○ 議長(吉田房次郎君) 開票の結果を御報告申し上げます。

田村俊次君	五票	田村俊次君
白井忠三君	五票	白井忠三君
上野壽君	五票	上野壽君
利根川久君	五票	利根川久君
相原俊夫君	四票	相原俊夫君
永井忠一君	四票	永井忠一君
大澤大之助君	四票	大澤大之助君
藤田語郎君	四票	藤田語郎君
砂田實君	四票	砂田實君
遠山猛雄君	一票	遠山猛雄君
上野壽君	一票	上野壽君
大澤大之助君	一票	大澤大之助君
利根川久君	一票	利根川久君
相原俊夫君	一票	相原俊夫君
永井忠一君	一票	永井忠一君
大澤大之助君	一票	大澤大之助君
藤田語郎君	一票	藤田語郎君
砂田實君	一票	砂田實君
遠山猛雄君	一票	遠山猛雄君

(51)

(52)

藤田語郎君 砂田 實君
此の十名の方が當選致されました。

(拍手起る)

十分間休憩致します。

午前零時五分開會

○ 議長(吉田房次郎君)

夫れでは引續き豫備行政委員の選舉を致します、矢張り單記一名でございます。

○ 總領事(加藤外松君) 立會人として前刻の平井君、兒島君にもう一度御願致します。

○ 議長(吉田房次郎君) 夫れでは之から投票に移ります。

(此の間投票)

○ 議長(吉田房次郎君) 又投票なさらん方はございませぬか。

夫れでは名刺の數が四十五です、先刻より一枚減りました、投票の數も四十五です、合致致しますから開票致します。

(此の間開票)

○ 議長(吉田房次郎君) 開票の結果を御報告申し上げます。

榎垣恭興君	十三票	榎垣恭興君
好富道明君	十一票	好富道明君
永安平吉君	十一票	永安平吉君
大崎犬生君	二票	大崎犬生君

午後十一時四十五分休憩

(50)

(49)

(53)

○議長(吉田房次郎君) 投票の御報告申し上げます。夫れで民團法施行規則第四十五條に依りますと、三票以上の得票がないと當選者にならん、楡垣君十三票、好富君十一票、永安君十票、もう二人足りません、仕方ございませんから改めて二人の御方の投票を致します。

(此の間投票)

○議長(吉田房次郎君) 投票の御方はございませんか、皆さん御済みですか。夫れでは御報告申し上げます、名刺の数が四十五です、投票も四十五ですから開票致します。

(此の間開票)

○議長(吉田房次郎君) 開票の結果を御報告申し上げます。

六	票	大崎	生利
八	票	川島	夏君
六	票	遠山	雄君

(54)

○議長(吉田房次郎君) 投票の御報告申し上げます。夫れで民團法施行規則第四十五條に依りますと、三票以上の得票がないと當選者にならん、楡垣君十三票、好富君十一票、永安君十票、もう二人足りません、仕方ございませんから改めて二人の御方の投票を致します。

(此の間投票)

○議長(吉田房次郎君) 投票の御方はございませんか、皆さん御済みですか。夫れでは御報告申し上げます、名刺の数が四十五です、投票も四十五ですから開票致します。

(此の間開票)

○議長(吉田房次郎君) 開票の結果を御報告申し上げます。

六	票	大崎	生利
四	票	有留	重利
三	票	佐藤	重利
三	票	郡	茂行
三	票	千	初藏
三	票	石川	通君
二	票	眞藤	生君
二	票	遠藤	盛彌
一	票	田中	鑄太郎
一	票	金山	喜八郎
一	票	山上	逸君
一	票	富成	一二君
一	票	天田	朝義

(55)

ます、御躊り願ひ度いと思ひます。

○川島龍夏君 遠山君が御辭退になりましたが私が辭退致しますれば決選しないでも済みますから〔決選投票〕と呼ぶ者あり)

○議長(吉田房次郎君) 遠山さんに申上げますが法規にないさうです、夫れでは只今の遠山さん、大崎さんの二人の決選を願ひます。

(此の間投票)

○議長(吉田房次郎君) 投票の御報告申し上げます。夫れでは投票の結果を御報告申し上げます。

(此の間開票)

○議長(吉田房次郎君) 夫れでは投票の結果を御報告申し上げます。

一	票	遠山	雄君
一	票	大崎	生君
一	票	無	効

○議長(吉田房次郎君) 遠山さんが當選致されました。

(拍手起る)

○議長(吉田房次郎君) 會計検査委員を選挙致します、會計検査委員は三名連記でありますから其の積りで、尚ほ申上げたいのは選挙が終つてから日井會長から何か皆様に御話したいことがありますから御散會にならずに選挙か済んでも暫く御待ち願ひます。

○總領事(加藤外松君) 先刻の立會人兒島君、平井君に御願ひ致します。

(56)

(此の間投票)

○議長(吉田房次郎君) 夫れでは御報告申し上げます、名刺が四十五、投票数と合致致しますから開票致します。

(此の間開票)

○議長(吉田房次郎君) 會計検査委員の開票の結果を御報告致します。

一	票	池田	三男
一	票	山	上逸
一	票	郡	茂行
一	票	田中	鑄太郎
一	票	富成	一二君
一	票	平井	久一君
一	票	千	初藏
一	票	山	川眞
一	票	池田	報負
一	票	石川	通君
一	票	金山	喜八郎
一	票	太田	岩吉
一	票	兒島	龍夏
一	票	川島	龍夏

(58)

に立つたのではありません、私が申し上げたい民團の重大な事件と申しますことは、行政委員会といふものが民會を代表する所の民團の行政執行機關であるにも拘らず行政委員会の中に、行政委員中の或人が行政委員の決議執行を妨げるといふことがあつたとしたならば諸君は何と御感でございませうか、之は全く民團の行政に對する反逆であるといふことは當然であります、成程合議休でありますから十人の行政委員の意見が必ずしも一致しないといふことは當然あり得ることでございます、併しながら申論乙駁論に一つの決議案が出來た時は、夫れは五千の居留民を代表する民會から選出された民團を代表して居る執行機關である行政委員の意思であります、取りも直さず居留民の意思であります、其の決定された意思に向つて尙且自己の主張を貫徹せんが爲に色々な妨害運動をするとしたならば、之は明らかに民團の行政の上に加へる反逆の行爲であります、遺囑乍ら私の今回の上京使命中明白に私は此の反逆の行爲を爲した人を認めました此の會合の公開の席上であるが故に私は其の氏名を此處で指摘することを遠慮致しません、諸君の御要求があれば指摘致しますが夫れは秘密會にして頂き度いと思ひます、尙且申します、昨日の協議會之は固より民會ではございませんが、民會に準ずる協議會でありました、其の席上に於て藤田君と榎垣君との間に行政委員は行政委員の決議に反する言動をすることは違ふでないかといふ榎垣君の御意見に對し藤田君は、夫れは前例に於て認められて居るといふことを仰つたが之は藤田君の誤解であります、民團の光輝ある先例は明らかに行政委員は行政委員の決議に反することを不得ない、といふことが先例に於て認められて居ります、一つは正九年の通常民會に於ける議事録の三十八頁に明白に其のことが書いてあります、夫れは藤田君が行政委員であつて電燈問題に反對致し度いといふことでありましたが、行政委員會は之を認めませんで、更に藤田君は民會

(57)

○議長(吉田房次郎君)
以上投票の結果でございます、池田三男也君、山上逸君、郡茂行君の三名が當選致しました、一寸白井會長から御話がございますから暫時御待ち願ひます。

○行政委員長(白井忠三君)(登壇)
非常に時間が遅れまして御迷惑の際に更に御引留することは私としても心苦しいのでありますが本日をして行政委員長としての任を終ります今日迄私が行政委員長として居りました間に民團の行政の前途に極めて重大關係のある事項を自ら経験して居りまして、夫れを諸君の前に御報告せずには職を去るといふことは責任上心苦しいのであります、此の點から暫時御迷惑乍ら御静聽を煩はしたのであります、夫れは最近私が上京中、上京の使命に關係したこともあるものであります、併し夫れに關して諸君も御承知の通り最近新聞紙上に私のステートメントを發表したことから色々の投書がございました、今晩も二一あるやうでございます、一番最初に書いた紅い浪生といふ雅號の方は存じて居りましたので其の方には御答へ致しませんが、一居留民と一議員としての御投書には遺囑乍ら御答へすることが出来ませんでした、今晩此處に私が申上げることは一面に於て之等に御答へする形にもなりますが、併し此の投書に御答へすることを目的として此處

(60)

るかも知れない、民團は電燈料が幾等、税金が幾等道入るといふ計算を持つて行つても、斯ういふ状態になつたら何ういふやうになるか解らない、借金しやうといふことは甚だ以て疑な話である、と云つて居られるから私は其の情報は無根である、そんなことではないことを極言致しましたけれども、君は三月四月天津を離れて居る、天津の最近の事情を知らんでないか、僕は最も最近有力なる情報天津から得て居るといふ、斯ういふことでは、有田亞細亞局長は、遺囑乍ら急に頭を引繰返すこと出来ぬ、現に塘沽に船が留つて居るのだから幾等説明しても滬つた大藏省の頭を急に引繰返すこと出来ぬ、出來るだけ早く日本租界の埠頭に成程船が着くといふ形を實際に示す外ないといふのであります、又私が豫て民團の議場へ申しましたが、大阪の商船會社、又大連汽船會社が開口附屬地を買ふといふ申出を受けて居りまして、今度東京に参ります途中大連に其爲に寄りました、大阪にも立寄つて各方面より確めました、行き掛は確に買ふと云つて居りました、其處で私は其の事を大藏省で現に有力な船會社が土地を買ふはありませぬか、船が上らないものなら買ふべきではないでせうと云ひます、夫れは三月四月前の話、現に必ず買ふべきでない、君が云ふ通り實際に船會社が買ふといふならば君の意見は成程首肯出来るけれども、三月四月前と今日とはきつと引繰返つて居るといふことであります、私も夫れは成程大連迄行つて聞いて來なければ解らんことである、大連にも行つて聞いて來なければ解らないことでもあります、私の考へる所では必ずそんな變更したと思はないが、併し夫れは前に行つて調べたのでありますから私が大連に行つたことが何か變な意味に考へられてる投書がございましたやうですが、主なる私の大連に行つた用事は夫れでございます、行き掛には私の店もございまして二月月留守致しますから立寄つて店の打合せをして参りました、歸りには勿論滿鐵の幹部に

(59)

中に其の職を退かれて一議員となつて反對の意見を述べられたといふ一つの先例であります、次は翌年の臨時民會に於きまして行政委員の中根氏が行政委員にして行政委員の決議に反對の行動を取られたのであります、時の行政委員は民會議長小林君に要求致しまして斯くの如きことは違法である、不當であると自分は考へる、行政委員は考へる、此の故に民會の考へを聞いて貰ひ度い、行政委員にして行政委員の決議に反對して宜いか何うか、といふことを民會の議に問ふて呉れといふことを要求致しまして、小林議長が民會に諮りました結果は行政委員にして行政委員の決議に反して宜い、といふことは少數で否決されて居ります、即ち行政委員が行政委員の決議に反した言動をすることは出来ぬといふことが決議になつて居るのであります、昨日藤田君と榎垣君の間の問答の上にも不徹底の點がありますから昨日の會合は協議會であります、前例の正しきものを皆さんの御参考迄に申したのであります、私の大藏省關係に於ける今度の上京使命の最後の瞬間に引繰返されたといふことに就て簡単に申して置きますが、新聞紙上等で私が不成功に終つた爲に惡宣傳をして居るといふことを云はれて居りますが、惡宣傳といふことは言葉が悪くて新聞通信の宣傳でもやつたやうに誤解されて紅い浪生の如き一種の好意を私に寄せられたが、私の申すのは通信報道機關が宣傳したといふことよりも個人的關係に於ける或程の情報が、大藏當局の手に進入つたものと認めます、其の大藏當局は何人から受取つたといふことは申しませんが、明らかに私は外務省當局が今月の十日前後迄始と順調に、困難もありましたが話が進んで居りましたが、十二、三日頃になつて急變して吾々の御意を拒絶されたのであります、其の理由は天津が非常に不都合な状態にあつて船が上らない、天津の設備といふものは塘沽に移さなければならぬといふ状態になつて居るといふ話であります、然らば天津の居留民が段々減

(61)

對して、東京では山本社長に御挨拶を致しましたが、最も雄頭兼理事には溝邊から授師を派遣して貰つたのであります。松岡副社長に御挨拶するが遺と思ひまして溝邊に立寄つて挨拶をして、便船で歸つて来た譯であります。之を要するに民團の實行機關の内部の私が民團を代表して東京に行つて運動して居るのに夫れ反對する行動も東京の併も當局に致されるといふことは私は東京の眞中を歩き乍ら始終喉を引掛られて居たやうな譯でございます。私は斯くの如き状態にあれば何人も恐らく完全に自分の任務を遂行し得ないと思ひます。其の結果は民團の意志が第三者に完全に行はれるのでなくして常に民團の行政を阻害されるものであると思ひます。斯くの如き禍根、斯くの如き妨害といふものは吾々は充分之を相戒め矯正してさうして今後さういふことの起らないやうに其のことを諸君に御傳へしなければならぬ重要な事項と思ひますので今日私は任を去るに當つて此の點を申上げるのであります。若し私の申すことに御疑がございすれば適當な方法を設けて事實であるかないか充分御査問あれば明らかなこととして、私は今日任を去りますが、今日再び諸君の御選挙に依つて行政委員に當選を致して居ります。之に對する私の進退を此處に申上げることが差控へますが今日迄の任を去りますに際し、従來諸君の御信任を辱けなうしたことを厚く御禮を申上げると同時に以上重大な事項に就て一寸諸君の御注意を喚起致し度いと思つて遅いにも拘らず御足を止めたのであります。何ぞぞ申しからず御理解願ひます。

○行政委員(藤田諸郎君) 只今日井會長から租界民團の反對者を以て擬せられた藤田でございます。同君が東京に於て運動せられて居つた公益法人の問題に就て私は反對の一人者であつたので、併しながら之に就きまして前に民團といふものに對する今日迄の態度を申上げたいと思ひま

(62)

す、此の前に電燈問題の起りました時は、之は租界の重大問題で私は何時か云つたやうに日本人が此處に日本租界を組織して列國の間に電燈會社を日本人の經營の許にあるものを何ぞ苦んで佛蘭西から買つか之が第一の問題である。吾々國民として看過すべからざることであるから私はあらゆる運動をして之に反對した。其の時政界に關する問題があつたかも知れませんが、私は自分の一身を賭して思つたのであります。併しながら今度の問題は、最近之に對する、私の租界の自治行政といふことに對する觀念といふものは白井君がよく御存知の筈だ。一昨年であるか昨年であるか、唯角白井君が行政委員會長になつて行政委員を率いて行く以上は成るべく全會一致の推選を受けなければ此の總てに於てやり難いといふので、此處に居られる諸君吉田さんと二人が訪問して今後の事に就て推選に對して君のやり方は斯ういふ点と斯ういふ点が悪いから斯ういふ点を反省して呉れといふ話をして、さうして吾々は全會一致で君を推選するといふことにして私は圓滿に租界の行政が行くやうにしたのであります。其後副會長上野氏を推選する時も吾々友人は矢張り同一の態度を以てやつたのであります。出来得るだけ租界の圓滿といふことを私は考へたのであります。所が此の夏起りました財團法人の問題は白井君は現在決議した方法が最も良い方法と考へて居るかも知れませんが、之は私と意見の相違であります。此の詳細に對することは公開の席であるから夫れは致しません。併し私がやつたことが悪いれば在問委員でも違つて私の手紙總てを公開致しますから之を調査して頂いても宜しうございします。さうして私は第一に行政委員會で根本から反對した、今日の狀態に於て斯ういふ方法でやるといふことは甚だ面白くない、といふことを私は話した。夫れを何の爲に、私は反對するが爲の反對ではなくして、實際に此の日支間の問題を考へ、租界の將來を考へた結果私はやつたのであります。さうし

(63)

て其の方法と致しましては私は亞細亞局長に手紙をやりました。亞細亞局長にやつた手紙といふものは決して只個人の問題を反對したのでない、之に對する方法は之と之と、斯ういふ方法があるといふことを云つて、併しながら此の第一の方法に就ては斯ういふ長所と斯ういふ短所がある。若し第二の方法を取れば斯ういふ長所と斯ういふ短所がある。第三のこの方法を取れば、斯ういふ長所があり斯ういふ短所がある。斯ういふことを私は参考に供したのであつて決して白井君の攻撃をしたこととはございしません。偶々夫れが白井君の運動に對して之が果して阻害されたか何うか知りませんが、之を私は實際に租界の將來を慮り、若し將來に於て日支間に不祥のことが起つた時非常な問題です。此の重大問題を私は心配するが爲にやつたのであります。同時に私は此の問題に就ては總領事にも矢張り意見を申上げました。さうして行政委員會で私は此の決議録にサイン致しません。さうして居つた所が中島理事から新聞で以て非道く私に攻撃の論議が出たのであります。藤田と善いてございしますが、私に對するあれは問題であつたのであります。其の文句の中に其の職に懸かるとして居るよりは聯想しろといふ、斯ういふことは理事者たる中島君が善く行政委員に對して發する言葉であります。私は行政委員の席に何も懸かるとして居りません。重大問題がある爲に私は忍んで居ります。さうして此の問題が愈々白井君が歸られて當局の狀態を段々聞きまして外務省でも之に對して賛成して、領事館も賛成して居る。同時に民會諸君が之に賛成するならば私はもう夫れ以上は何もする勇氣はありません。此の案が、この重大問題が果して租界の爲に悪いのか、將來に徴して見ませう。さういふ見地から私は之をやつたのでございまして決して反對せんが爲の反對は致しません。私は白井君が今日迄やつた政策に反對の所は澤山あります。併しながら諸君から選ばれ行政委員の一人としてある以上は自分の意見は意見とし

て戦はせるが納める所は納めるやうにして今日迄来た、但し此の重大問題に對して私は多少の反對といふ言葉を以て律せられるかも知れませんが、私は眞實に民團將來の日支兩國關係を考へてやつたのであります。之が所謂私の行爲が反對であるならば反對の罪を受けませう。之は何ぞ諸君の判断に委ねます。終りに大藏省關係々々私に全然知りません。私は其處迄やしません。其の點は誤解のないやうに願ひます。夫れから新聞記事に對しては私は一つも書いて居りません。中島君から叱られても何にも答辯致しません。私は此の前森川君にうんと云はれて一切論議しないといふことに極めて居ります。さういふ譯でございしますから何んなに云はれても論議致しません。自分が反對者といふことは私は行政委員の一人としてやつて居ります。それが反對になるといふならば仕方ありません。併し乍ら反對者が反對者でなくなり或は陳言者になるかも知れません。之は何と云つても將來に屬する問題であるから解りません。只今私を反對者を以て律するならば喜んで十字架でも負ひませう。

(64)

○議長(吉田房次郎君) 今晩の臨時民會を開會致します。

(議長退席)

(間もなく議長着席)

○議長(吉田房次郎君) 夫れでは皆様に申上げます。私は實は何時迄も兩方が論議されては切りないと思つて閉會に致しました。併し向色々皆さんの御意見を伺ふと是非進めなければいかんといふことですから私は皆様の多數決に依つてやうと思ひます。繼續すべきものか閉つべきものか御聞き度いのであ

ります、続けてやらうといふ御議論であれば一週御起立下さい、夫れで皆様がやらうといふこと
でございませう、一方構ひませぬ、民會の議事でないのです、民會は終つたのですから一向
差支ないと思ひます。

○遠山猛雄君 元來議場の宣言は議長の御考にあるのですが、併し乍ら議長は全然議場の空気を無
視して斯くの如き宣言をするといふことは甚だ尋常でないと思ひます。如何となれば未だ榎垣さ
んの質問がございました、尤も時計は一時半でございます、そして總ての議案を終了したのでご
ざいます、普通ならば立掛するのが當然であります、夫れを斯うして一人も席を立つたものでな
いのであります、其邊に目を掛けて如何に問題が重大視せられて居るか、如何に御兩君の討論で不
安を生じたかといふことを御考にならずに、議長は閉會を宜して去つてしまはれた、もう少し御
考にならなければいけないと思ひます、從つて茲に満場の間は、まもなく議長は常議に依つ
て判断されたいと思ひます。

○議長(吉田房次郎君)
御答へ致します、此の問題は此の臨時民會の議事に關係ないのであります、さういふやうな議
論でございますれば私は改めて聞いて宜しうございませぬ、御五何處迄行つても議論が盡きず、困
つた結果になると思ひまして、私は甚だ勝手なことを云つたやうでありますけれども、茲で會を閉
ぢた方が安全と考へたのであります、併し諸君が是非繼續すると仰れば民會とせず何としか秘
密會でも開きませう、夫れでは御やり下さいませう。

○榎垣恭興君 私は只今白井會長より實に意外な事實を拜聴致しました、夫れに就きまして行政委
員會及此の民會に對して最も重大なことだらうと考へまして敢て發言を求めた次第であります、

吉田議長に於て此の事を聞かれた以上は只今雙方の御話に、十字架を負つても宜いといふやうな
ことを承り、又は白井會長の方からは反逆者であるといふ話に誰が認めても重大なことに就て吉
田議長が只今のやうな行動を取られることは甚だ遺憾に思ひます、御注意に申上げて置きます
夫れに就きまして私の一言致し度いのは略行政委員の今の反逆者といふものが藤田君でないかと
いふ見當はつけて居りますけれども併し之は白井會長からの御言葉ではありません、夫れに就き
ましては白井會長が上京中に於て斯かる行動を取られたことは私は順序として留守を預つた行政
委員は何んな行動を取られたのであるかといふことは私は一言此處で御質問致し度いと思ひま
すが、上野副會長はどう其の時に扱つたのでございませう。

○行政委員副會長(上野 壽君)
只今榎垣君から御話がありましたから此の機會に私から一言申上げます、恰度白井會長の留守の
間に途中此の願書に少し修正をしなければならぬことがありまして東京から手紙が参りました
で、夫れをば行政委員で相談致しました時に、藤田君から非常に反對が出ました、吾々は大に意
外としたのであります、夫れで私共はさういふ反對を今云ふといふことは甚だ不都合でないか、
夫れだけの君の反問があるならば、白井氏が東京に行かれる迄に御話をして貰はなければならぬ
のに今更夫れを云はれるのは非常に迷惑するし、且行政委員の今日迄の習慣として一旦決議
に加はつて置いて此の度に又反對を云はれるといふことは甚だ困るといふ話を致した所が最初の
時は兎に角保留致し度いといふ御話でありました、時間が遅くなりまして其の日は済みましたが、十
月十日であつたと思ひます、續いて十三日に又行政委員會が開かれまして、其の席でも其の問題
を協議致しました時に、矢張り依然として反對を云はれるので吾々は極力夫れは不都合である、

若し君がさういふことを云はれるならば行政委員を辭してやられるならどういふ行動を取られ
ても自由であるけれども、行政委員の席にあり乍らさういふことをやるのは之は今日迄の慣例に
も逆して居るし、又政治道徳として甚だ面白くないと思ひます、何うかさういふことは取消して
貰ひ度いといふことをば切言したのであります、藤田君は夫れでも自分は現に東京の友人や知つ
た所に手紙をやつて自分の意思を發表して居るし、或は少數意見を發表するかも知れないけれど
未だ考慮中である、行政委員を辭することは自分は選挙者に対して相談しなくてはならぬから此
處で自分は明言する限りでないといふことを云つて居られたのであります、そんな都合で非常に
行政委員の他の方々に於ても此のことに就ては容易ならぬことと思つて白井君の歸られるのを待
つて居つたのであります、白井さんが歸られてからの御話は最前御報告になつたやうな風であり
ましたが、恰度民會前でも此のことに對しては私も大に考へる所があつて何れに對する所置を
ば取り度いと思つて居るのであります、さういふ經過になつて居ります。

○榎垣恭興君 よく上野さんの只今の御説明は承知致しました、併しながら一面に於て藤田さんは
さう致しますと單獨で以て所謂さういふことは拘泥しないで外務省には何ういふ御文面から知れ
ませんが行政委員の名でなく單獨で其の書面を御出しになつた譯でございますか、一寸夫れを伺
ひます。

○行政委員(藤田語郎君) 何ですか。
○榎垣恭興君 貴下の外務省へ御出しになつた意見書は行政委員の承諾とか或は行政委員會の議を
無視して貴下の意見を單獨で御出しになつたのですか。

○行政委員(藤田語郎君)
行政委員會の決議を無視してと云ひますが、私は行政委員會に賛成して居りませぬ、白井君の上
京する時反對した、其の後の行政委員會では今上野さんの云つた経路ですが、あれ程強い意味の
ものではありませぬ、私は保留致しました。

○榎垣恭興君 其の書面を御出しになつたことが分れば宜いのであります、反對であるか反對でな
いか。
○行政委員(藤田語郎君)
夫れから私は今の反對するといふことに就ては行政委員を辭して迄之をやるかやらんか之も保留
して居つた、併し乍ら私は此の問題の最後の案として總領事に御願ひしたのであります、此の案
を従前の議案見たやうに一週千里に之を議決するやうなことがあるならば私は反對であります、
夫れで若し之を調査委員に附託するとか何とかいふやうな方法を以て民會議員に本當の諒解をさ
せてやるならば敢て反對致しません、夫れには賛成致しますといふことを私は云つた、私は之を
全然反對のものとして取扱つたのであります、昨晩の協議會で質問致し度いと思つたが實際に
於てやるのが出来なかつた、昨晩出した案も一昨日の午前中に出して、晩に行政委員會に掛
けて翌日の民會に出した一夜逆りの案です、あの理事者の任命方法といふことに就て一應聞いて
居てあります、夫れを一言質問致したのであります、夫れ以上は云はん昨晩の質問で終つて居りま
すから、手紙を出したといふことはさういふ手紙を出すのに一々友人に相談してやりませぬ、藤
田は藤田の意見であります、相談しなければ出来ないうやうな藤田であります、私は私の個人と
して私信としてやつた、之は二回出して居ります、一回は前の木村亞細亞局長に出しました、亞

細亞局長から撤回手紙が来ました、君の意見はよく分つた、實に之は民團に對して非常な参考書になつて有難い、兎に角民團の爲に自重してやつて呉れといふ手紙を受けました、有田局長に對して矢張り意見を出しましたが、之は何とも返事が来ません、決して私は同僚とも相談してやつたのでございませぬ、個人でやつたのでございませぬ。

○行政委員長(白井忠三君)私の説明が先刻足りませんでした、二回出したとの藤田君の御話です、行政委員会の實状に相違して居る点を申上げたいと思ひます、藤田君は私の上京前から反對して居つたと申しますが、行政委員会の記録を御調べ下されば分つて居ります、臨時に居つた監督官に御聞き下されば分りますが、財団法人の設立といふことに對して賛成決議に加はつて居ります斯くの如き案は現内閣に於ては承認されぬ、だから賑々旅費を使つて東京に行くのは無駄だ、此の点に於て白井君の上京には反對する、併し財団法人が出来れば結構だといふことであつたのであります、所で監督官の方では、結構なものである、併し内閣は聞くまい、といふのなら何々行つて目的を貫徹しなければならぬ、といふ御説論がありましたけれども頭として最後迄反對して白井君の上京に反對するといふことであつたのであります、而して其後私の留守多少の内容の變更があつた爲に先刻上野副會長が云はれました通り、其の時になつて反對意見を出した其の事は上野君の説明と一致する、そんなら何故始めに反對しなかつたかといふことを云はれて居る、始めに賛成してないといふこと、今藤田君の御尋ねの點は藤田君自身が御答へになつたのでありますが、木村前細亞局長に一通、而して二度目の修正したる願書が領事館に出てる時に有田新局長に行政委員会案には反對といふ意見を申して居ります、近く返事がございませぬ、併し行政委員の一人であるものが行政委員会で決議された

(69)

問題に對して反對の意志を表示されたことが知れるのであります、藤田君が豫言者であつて民團の爲に將來實際善いことであるかも知れませぬ、善い御意見であるかも知れませぬ、藤田君一人が善いとしても多數が不可なりといふ場合は服従して此の意見を聞いて行くといふことでは合議体は出来ませぬ、併し藤田君を民團長に仰ぐといふ諸君の御意志であるならば、夫れは藤田君の賢明なる御意見の許に善いと思ふことを實施されることは結構であります、私が先刻來云ふ要する所は合議体は斯くの如きものでない、實して自分の意思が眞理でも反對意見でも多數に依つて決議され、其の意見に従ふといふ精神がなければ自治体でないと思ひます。

(70)

○藤田君 聞えませぬ、もう少し大きい聲で。
○行政委員長(藤田語郎君)私は最初から反對して居ります。
○遠藤盛彌君 不幸にして吾々民團は非常に重大問題を提げて行かれた白井會長の其の重大問題よりも私はもつと重大問題が此の民團に物發したやうな感じに打たれたのであります、何うも私は此の民團が始つて此の二三年前から出席して居りますが、根本問題に於て感情に捉はれて個人關係のへんちくりんな嫌ひがあつて色々な形式の許に表はれて居るけれども結局個人的の考があるやうに私は明らかに感じました、今白井會長の反逆者を以て振せられた藤田行政委員の御答辯を聞きまして、私には成程夫れが尤もであつた、夫れは一寸も差支ないものであつたといふ會得は行きませぬ、藤田君は吾々民團を熱愛される至情からやられたことと信じます、信じて居る、今の十字架を負うて道に上るといふことを熱心に述べられた晩に監督官廳が此處に列席されて居るに拘らず議長が閉會されるといふ時に閉會の方に何か賛成されたやうに思ひます、私の見聞違ひは民團に於て貴下は非常な誤解を受けて將來之で以て閉會で終つたならば貴下の爲に私は甚だ悲しむべき結果を産むのではないと思ふのであります、今の話と一寸外れるやうであります、楡垣議員、藤田議員は行政委員に對しては日頃から定評のある間柄と露骨に申上げます、此處で以て日頃の感情、個人問題を此の議を議されたといふやうな他日誤解を招いては甚だ心外であります、併し實際に問題を早く解決するといふ意味に於て此の際私は動議を出しまして、此の問題は白井會長の今反逆者として述べられた其の問題が果して之が當つて居るのか、又藤田氏も民團を熱愛して民團を思ふ爲に、吾々を思ふ爲にやつた、然らば吾々の民團、民團を思つて熱愛するならば

(71)

○行政委員長(藤田語郎君)私は此の問題に最初から反對である、反對であるが之は若しも多數の人が造るといふことならば最善の方法として所謂理事を官選にすることは大々的に反對です

(72)

如何なることをも合議体である行政委員会の方針に齟齬しても自分の熱情があればやつても宜いといふ議論でないかと思ひます、藤田行政委員は吾々信する如く非常な精神家である、非常に意氣の強い人である、私は徒らに官憲の、又は徒らに民意を伺つて居る所の人の中にあつたとすればさういふ人には敬意を拂はないで、寧ろ官憲に備付く必要はないけれども、本當に民團を思ふ熱情を露骨に表すものに對して満腔の敬意を拂ひます、此の點に於て藤田氏が本當に自分の心情をもう少し述べて如何なる形式でも宜しい、もう少し細に書いたものでも宜しい、又吾々の動議に對しても宜しい、差詰私には眞の藤田行政委員に非ずして似て非なるものがあつたらば甚だ吾々民團は民團の爲に遺憾に思ひます、だから私は茲に於て議長の指名でも宜しい、又選挙でも宜しい、此の問題を完全に理解し、完全に辯明されるだけの審査の方法を設けて、其の會場に於て忌憚なく抱負を述べて頂いて、其の審査の方々に不法の所を問うてやつて頂いた方が、茲で誰方か嘘をついたのではないかと云つて居られたが、他日何か夫れから感情に走つたといふ誤解を招くのではないかと思ひます、此處に二つの新聞があります、二つの新聞も餘り仲が好くない、新聞問題が出たから露骨に申上げますが、自分の好いた方の人の説に對して或新聞は非常に肩を持つ、好かない新聞は甚だ問題をへんちくりんに貶すといふやうな感情を持つていかん、今日さういふ事情の許に動議を出します、選挙なり指名なり審査の機關を設けて、夫れで以て御兩所の意見を忌憚なく發表して吾々民團議員に嫌のない方法を講じて頂きたいと思ひます、一寸夫れだけ、○楡垣盛彌君 只今遠藤君は私が藤田君と何か個人の感情の都合があるから、其の感情に對して至情を發露しろといふ風に伺ひましたが、さういふことは決してありませんから、夫れと同時に何事も是非を論明して置き度いといふのは將來に於ても甚だ此の民團及行政委員会に於て重大なこと

者になるか知らん、といはれた、愉快であるが惜むらくは政治道徳、民衆の解釋といふことに就て餘に構はん、若し貴下が頑強ならば遺憾なら九人の方が、今回も余の御方が略重任して居られますし、辭職しなければならぬといふことを日井會長が云はれた、若しさういふことがあれば、貴下一人の爲に非常な、新しく折角多数を以て選ばれた諸君が又更により重大な問題に向つて更に進まうといふ際に困難を來して来る、此の問題が非常に重大視されて居ると認めます、何うぞ政治道徳に向つて進まれんことを希望致します。

○森川照太郎 遠藤君は皆君と私が感情で反對するごとく仰有りました、如何にも私は始終遺憾乍ら反對する場が多いと思ひます、併し乍ら私は常に申す通り、藤田君とは私事の上で争つたことはございません、公共の問題に就てのみ議論を異にして常に藤田君と戦ふやうな事になつて居ります、新しい方は御存知ないかも知れませんが、其の結果は感情で反對するやうに御考でせう、私は藤田君とは公共の問題に就て議論が反對の關係にならない以上、親しい友人であつて電燈問題が起つてから藤田君の言動が甚だ宜くないといふことを認めまして、又電燈問題に對する意見が分れて居つた爲に三年間に亘つて電燈問題は決しなかつたのですから、常に民會に於て藤田君と議論した譯であります、其後公共事業に就て民會に於て常に意見が異つて居る結果其の事に就て議論するのみで、私事に亘つて藤田君と争つたことは決して無いのであります、従つて私は感情を以て藤田君の云ふ所に反對するといふ誤解を招くことは甚だ遺憾として居ります、今日藤田君を相手に、感情的に彼此するといふ程間違つた考は持つて居ない積りであります、先づ一言其のことを遠藤君に辯じて置きます、私は藤田君が行政委員であり乍ら行政委員の決議に反對して而して行政委員の違ふとする目的に障礙を與へるやうな行動を取つた

でないかといふ風に存じますから吾々の参考として此のことは或部分迄開明して置く必要があると思ひます、斯く一言申して居る譯であります、決して窮境に陥らうといふやうなことは致す積りでないのであります、此の點を申上げて置きます。

○遠山猛雄君 先刻來日井會長の論じた問題、夫れに對する藤田君の説明及留守を預つた上野副會長の説明、此の三つの説明を聞きまして、私共は更に審査委員を設ける迄もなく、大体此の事情は明らかになつたと思ひます、要するに私共から申せば昨夜協議會席上にて、あの案に反對意見を申しました所が、多数ある中で私の意見に賛成して貰つたのは藤田君一人で、私としては實に有難いのであります、併し藤田君の今回の問題には觸れない、由來備前殿といふ定評がある許りでない、實例がある、藤田君自身が實例を知つて居られる、藤田君の考には失禮だけれども一つの錯誤があると思つて居ります、藤田君の此の問題は藤田君の意見其のものが如何に重大であるかといふことは藤田君の信する所と致しまして、併し乍ら此の問題が如何に重大なものであるか否かといふことは行政委員の一人としての藤田君の行動が所謂政治道徳或は行政委員の從來の例に依るや否やは藤田君の自任に依つて別個の問題であると思ひます、藤田君は自己の主張が民衆を思ふ餘り日本人を思ふ餘り、自己の主張を誠と信する所に向はれた、併し一方に於て行政委員としての行動に對しては概して盲目であると思ふ、夫れ藤田君が此の問題を重大視するならば現に先刻上野副會長の御話を聞くといふと同僚が迷惑して居るといふ、然らば同僚十人の中九人の方が全部迷惑して居る、而して自分の主張を通し度いならば自由の立場に立つて何故之を主張しないか、政治道徳があるといふことに感はかない、之は藤田君の爲に非常に惜しむ(ヒヤ)之は今度の問題許りでない、先刻から聞くに藤田君は「反逆者にあらず、併し乍ら豫言

は昨晚は此處で行政委員を辭職してやる方法も知つて居ります、併しなから僕が辭職してやつて破滅を起すといふことは今日の僕は敢てしないのであります、吾輩の或友人は何故もう少し云はなかつたかと云はれたが、之以上はもう云はない、もう民衆の諸君が皆んな認め、各方面の認めるものは無理に夫迄してやるだけの僕は意氣はない、同時に遠藤君の云はれたやうに若しも吾輩の言動に就て査問委員會を御聞きになるなら甘んじて受けます、同時に其の席上で吾輩の出した手紙全部はありせんが少し許り残つて居りますから、夫れと同時に行政委員に於ける今日迄の經過を全部御話し宜しうございませう、大体に於て何もありません、諸君もう御存知であります、先刻から申上げる通り、私のやつた手紙の趣旨は一二三と書いて此の方法をやれば斯ういふ長所があるが斯ういふ短所がある、第二の方法であれば斯ういふ長所と短所があるといふ比較論したものをやつたのでございませう、若しも委員會を御聞きになるならば夫れに賛成すると共に同時に甘んじて受けます。

○行政委員(永井忠一君) 私は行政委員の一人として藤田君に御尋ね致します、一番最初財團法人を設立しやうでないかと相談致しました時は大体に於て宜いだらうといふことを藤田君も同意なすつたこと、思ひます、日井會長からの説明にも其のことが遠入つて居つたと思ひますが、私は留守に致しましたから其の後の變化は知りませんが、一旦同意なすつて置いて財團法人に反對なされた、其の御趣旨が分らないのです、其の點だけ御答へ願ひます。

○行政委員(藤田語郎君) 私は一番最初の時に古い話です、質問したのであります、言動やうに思つて居ります、同時に昨晚私は反對したのであります、質問したのであります、言動

といふことは極めて怪しからんこと、思ひます、而して夫れは只今遠山君の述べられた通り、行政委員を辭して爲すべきことであつたに拘らずさういふことをせず、徹頭徹尾本則に反し、最後迄有ゆる方法を講じて目的を達せんとすることは行政委員の職責を解しないものと確信致します、議論を省きますが、先刻藤田君は熱心な態度と言論を以て十字架を負つて粗上上るといふことを仰有りましたが、私は之を遠慮なく申上げるが愚癡の愚癡だと思ひます、今回の公益會の問題は秘密に隠やかに議するといふやうなことを何人の間にも暗黙の間に諒解して今回のやうな形式を取つたといふことは此の案が他日何事かあつて日支親善の關係の上に影響があるだらうといふことを誰でも夫れを諒解した譯であります、故に此の案が將來日支親善の上に何事か影響があるといふ豫言ならば何人も出来る豫言であります、さういふ點を考慮しつゝ、従つて出来るだけさういふ危険のないやうにといふので吾々協議會を開き今日の民會での通りの形式を取つて可決した所以であります、夫れを豫言者の如き態度を弄するとは私は遠慮なしに云へばちゃんやから可笑しい次第であります、私はさういふやうな安つぱい豫言を爲すことは私共恥と思ひます、藤田君程度のやうな心得の人は敢てなざるだらうが、さういふことは民衆の席上でなさることは見つともないことです、最後に其んなことの起らないやうに一言希望して置きます。

○藤田語郎君 遠藤君、遠山君、森川君からの御意見がありました、大概先刻から私の云つた言葉で分つて居りませうと思ひます、森川君から返答致しません、遠藤君、遠山君は朝に夕に變つた議論を講じて居る、殊に遠山君の云はれた如く横紙破しといふことは數年前やつたことが横紙破りであつたと社會から見られて居るかも知れません、吾輩の選記録は到當採録されたことありませう、色々なことありませう、併しなから吾輩も白髪を頭に頂いて居る今日であります、私

(77)

は速記録を御調べ下されば解りますが、敢て反対行動は取つて居りません、質問するに行政委員の席上では不登であるから議席に着いたのであります、多数諸君が夫れでは面白くないから委員席に着けといふので着いたのであります、さう言動を二三にしたやうに思つて居りません。

○榎垣泰興君 私は先程から既に色々御伺ひ致しましたし、其の上の手段は私として深く試みしたのでありますから最早承る必要はありません、随くば此の度は議長閉会を願ひます。

○利根川 久君 私は今晩私を御呼び下さいました民會議員の方に對して當選致しました御禮と同時に一言申上げて置きますが、今回圖らずも重任致しましたが、斯ういふ問題が起りました後自分の只熱誠許りで行政委員会で決議されたことを勝手に手紙を出すとかといふことが果して善いことか悪いことか私には分りませんが、よく考へました上で私は夫れは何うも困る、若しさういふ人があつて一語に仕事をして行くことは今後困ることが起ると私が思ひます、行政委員に選挙を受けましたが領事館の認可を受けて居りませんから若し御許しが出れば其の前に私は辭任するかも知れませんが選挙なすつて下さつた各位に豫め御承諾願ひ度いと思ひます、一寸申上げて置きます。

○森川照太郎君 先刻遠藤議員から質問會云々といふ御提議があつたやうですが、其の質問の範圍といふやうな點も明らかになつて居りませんが、若し民會がさういふものを選んだら其の結果を民會に報告するといふことになりますと、夫れが爲に臨時民會でも開かなければならぬのでないかと思ひますが、私は今夜此處に出席せられた民會議員諸君は先刻來の討論を聞いて同時に正常な判断を爲すことを誤らざるだけの材料を得られたことと思ひますから強いて質問會を開く必要はないかと思ひます、遠藤さん如何でせう。

(78)

○遠藤盛彌君 榎垣議員、森川議員誤解のないやうに、私には稍興奮して居られる爲でないかと思ふ、蓋だ御兩所に對して遺憾に思ふ、御兩所が仲が悪い、公の併も利害のない此の公開の席上で問題を鬧雑してやられる方々信じて居りません、他日誤解のないやうにと思つて申上色々個人的意見を述べました、残つて居られる熱心な議員諸君は何も云はない方がもつと張裂けるやうに民會のこと此の問題に對しても深く思つて居られること信じますから、其の審査委員の審査の機關といふものは事を説明すれば宜いのであつて追求するもので何でもない、真相を明らかにして將來民團の圓滑なる、圓滿なる、本當に協調した自治の精神を貫いて行き度い、此の意味に於て盡して居るが、議長は御考慮に入れて居られないやうです、併も夜分遅くなつて早く歸さないと議論が賑々として極らないと云はれながら、議長は目前に於ける私の提議を何方とも可否を御極めにならないのは甚だ遺憾に思ひます、もう少しテキパキと審査の機關を設けるといふことに對して異議ある者は異議あるやうに、どん／＼進捗して事を早く御極めになつた方が貴下の思つて居られる早く會を閉ちて御歸りになるといふことが……。

○議長(吉田房次郎君) 建議案でありますから賛成者が無いと議題になりません。

○有留重利君 僅か一日の期間を以て開かれまして此の臨時民會に於きまして三つの重大事件が起つたと思ひます、第一は共益會が通過したことでありまして、第二は議長が吾々民團の民意を無視して閉會を宣して出で行かれたといふことであり、第三は我が民團の執行機關たる行政委員の中に反対者が出たといふ、此の三つが非常に重大なことと思ひます、議長が此の吾々の民團の意志を無視して出で行かれたことは重大であります、又此處へ歸つて來られて開會せられたこと

(79)

に就て追求致しません、残りますものは反対者を出した此の問題であります、誠に重大問題でありますから、之を輕々に取扱ふことは出来ないのであらうと思ふのであります、之には込入つた事情があるかも知れませんが、併しながら今後白井會長と藤田委員其他諸氏の述べられたことを聞きまして、大體推察することがあるのであります、其の要點に對り遠藤議員の云はれるやうに行政委員に於ける少数意見をば行政委員の位置にあり乍ら反對しても善いかどうか、といふ點が最も重要な點であると思ふのであります、夫れで今夜の行政委員の選挙に於きまして藤田委員は又當選の榮を擲られたのであります、今後の行政委員會に於て今日迄取られたやうな、政治道徳に反するやうな行動を今後も尙御取りになるか何うかといふことが非常に重大な結果を及ぼすのであります、此の問題に就てはもう話も大體解つたやうであります、只此の重大な點を私は此の新しい行政委員を選んだ此の席上に於きまして藤田新委員の今後斯ういふ問題が起つた時分に取られる所の政治道徳上の問題に就て藤田委員の御意見を参考に御聞き度いと思ふのであります。

○行政委員(藤田語郎君) 行政委員の少数意見といふことは年來の問題になつて居ります、若し民團の席上で少数意見を發表することがあるならば宜しく辭職してやる方が宜いといふ議論は只其の時だけ議席に着いてやつて宜いといふ議論がありましたが、之は將來に於て非常に重大な關係がありますから諸君の多数の意見に依つて私は決し度いと思ひます、若し行政委員の少数意見を發表することを許さんといふ風な不文律を御造りになるならば、幸ひ今晩は多数の人が残つて居られますから此の席上で此の問題を極めて頂き度い、善々はさうすれば此の民會に於てこの決議に従つて將來行政

(80)

委員にある以上少数意見を發表出来ないといふことならば夫れはやりません。

○有留重利君 只今藤田さんの御説明に依りまして明瞭に藤田委員の今後に處する所の態度が明らかになつたと思ふのでございます、白井會長が先程述べられたやうにさういふ問題に就ては既に小林行政委員會長が其の先例を造つて御出でになるのであります、今日改めてさういふことを議する必要はないと思ひます、故に藤田委員にして今後は今御有つたやうな御考であるならば宜しくさういふ場合には職を退いて、さうして一議員となつて滔々と御述べになる方が宜からうと思ふのであります、私は何も藤田氏が個人の感情の爲に、色々斯ういふ禍を起したのでなく、熱心の餘り斯ういふ處置を取られたのであるといふことを私は信じて居ります、今夜の説明に依りまして今後の藤田委員は其の態度を明らかにせられたことに對して私は喜ぶのであります。

○行政委員(田村俊次君) 私も藤田君と同僚の一員として藤田君に御願ひ致したい、今も御話が出ました通り行政委員で事を議する時には無論自分の意見を忌憚なく職はして夜が更けやうが、何日掛らうが議するのが當然であります、併し御互に云ひ合つて決議になつたならば飽く迄も夫れに對して反対意見を述べるといふことは甚だ宜くないことだと自分はさういふ主義を持つて居ります、夫れで今後藤田君が若しさういふやうな場合があつて、行政委員会で決議した事項を少数意見として發表される場合には行政委員を辭して、議員となつて發表されることを希望するものであります藤田君も其の決心で今後行動されるか、或は飽迄も將來、過去に於てやつたやうな行動をされるのが善くないといふ御意見であるが、友人として希望するのは今後さういふ場合には決議を重んじて少数意見を發表せん、或は決議に對する反対、或は妨害するやうな横手紙を出さんといふことを藤田君の口から聞き度いと思ふのであります。

○行政委員(藤田諸郎君)
 只今田村委員から御注告がありました。私は此の政治道徳に對する問題は數年前に實行して居ります。電燈問題の時夫れに反對であるから少數意見を發表する爲に自ら行政委員を辭してやつた。若しも將來に於て私は行政委員の一員として少數意見として反對する場合は必ず行政委員を辭して堂々と反對する積りであります。又諸君の中にも若し斯ういふことがあつたら矢張り此の慣例を以てやる方が宜いと思ひます。將來はさういふ風にやり度いと思ひます。

○遠山猛雄君 只今藤田君の云はれたやうに前非を悔いて政治道徳に覺醒して將來は誓つて少數意見を發表しません。と云つた男らしい態度に對して私は敬意を表する。何うか此の心持を決して忘れないやうに行動して頂きたいと思ひます。私の變うることは随分先刻から横車を押合つて藤田君の爲に迷惑を受けて、もう既に二時半です。之だけ重大視して皆様は残つて居る。今後共考へて政治道徳に反することがあつたならばもう一度別個の考でやり度いと思ひます私の變うることは折角藤田君が改心されても同僚の方が貴下と共にやつて行くや否やといふことに就て私は非常に心配する。願くば新しく選任された九人の御方があの男らしい、潔きよく慙愧された藤田君を將來同僚の一員として愉快に職を共にして行かれることが出来るならば、御許し下さるならば非常に結構なことであると思ひますと同時に切に斯くならんことを希望するのであります。

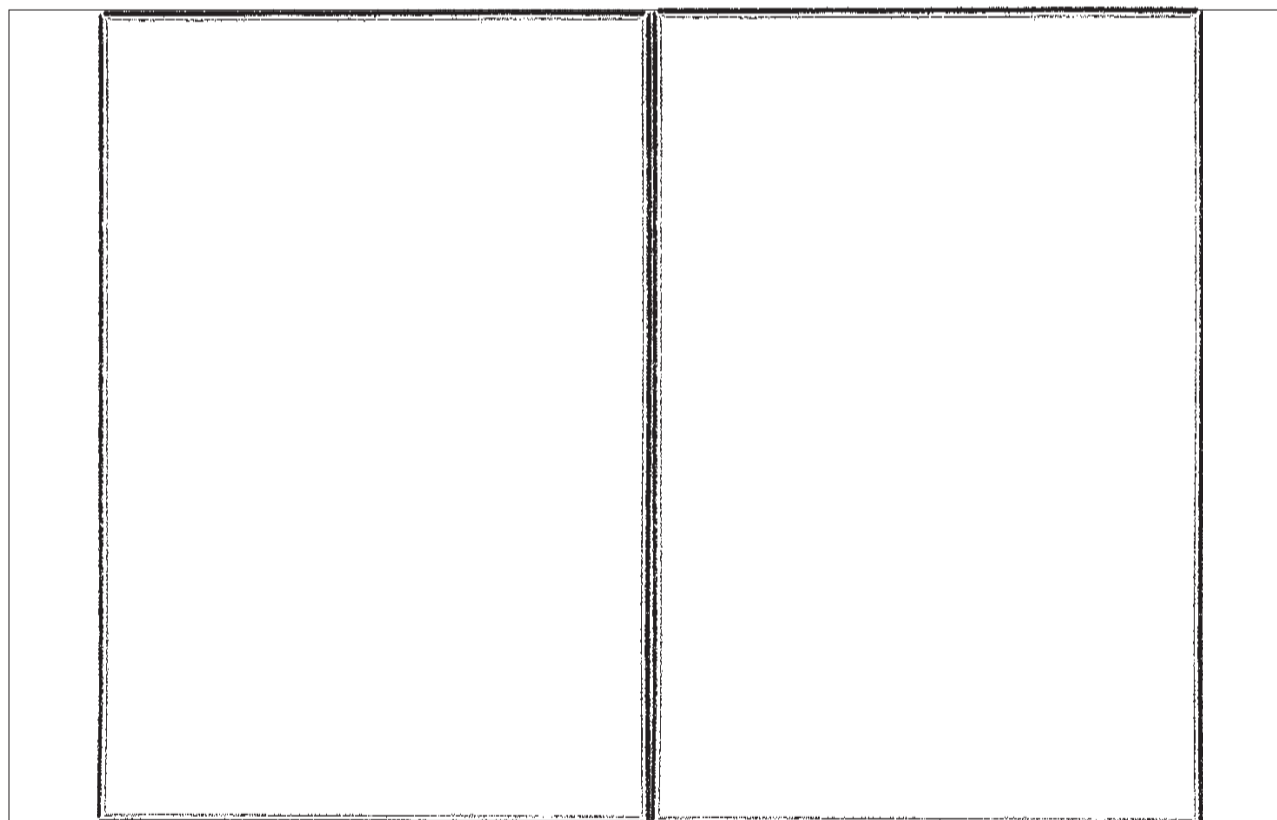
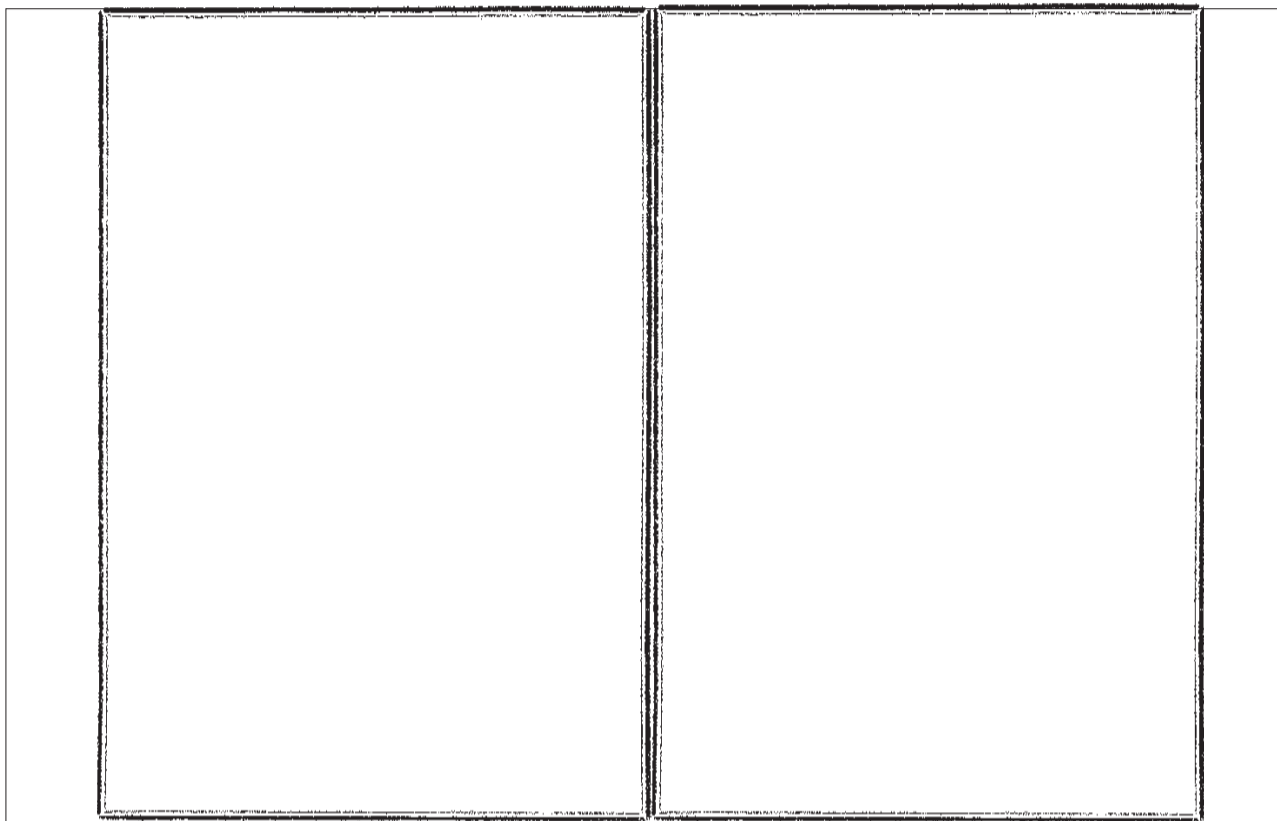
○總領事(加藤外松君)
 私は前刻からお話を黙つて拜聴して居りましたが、内容に立入つて色々申上げることは致しません。大分先刻から色々立入つて御話があつたやうでございますが、そろ／＼御話も盡きたやうであります。時間も薄いやうでありますからそろ／＼切上げて、民會をおしまひになつた方が宜からうと思ひます。

○議長(吉田房次郎君)
 夫れでは之で今日の臨時民會は閉じます。私の取つた行動に就て一應申上げて置きますが、實は私は白井さんの釋明があり、藤田君の釋明があり、後は諸君からの御話があると思ひましたが何時迄やつた所が際限ないと思つて早く閉じた方が宜いと思つたのです。段々承ると之だけの言が出なければ濟まなかつた。誠に私の取つた行動が或は皆さんの感情を損ねたかも知れません。森川君が云はれたやうな意味でなく、早く會を閉じたいといふ考であつたのでございます一言申上げて置きます。

○行政委員(藤田諸郎君)
 私の問題の爲に約一時間半に亘つて諸君を煩はしたことを甚だ恐縮して居ります。此處に改めて御詫致します。

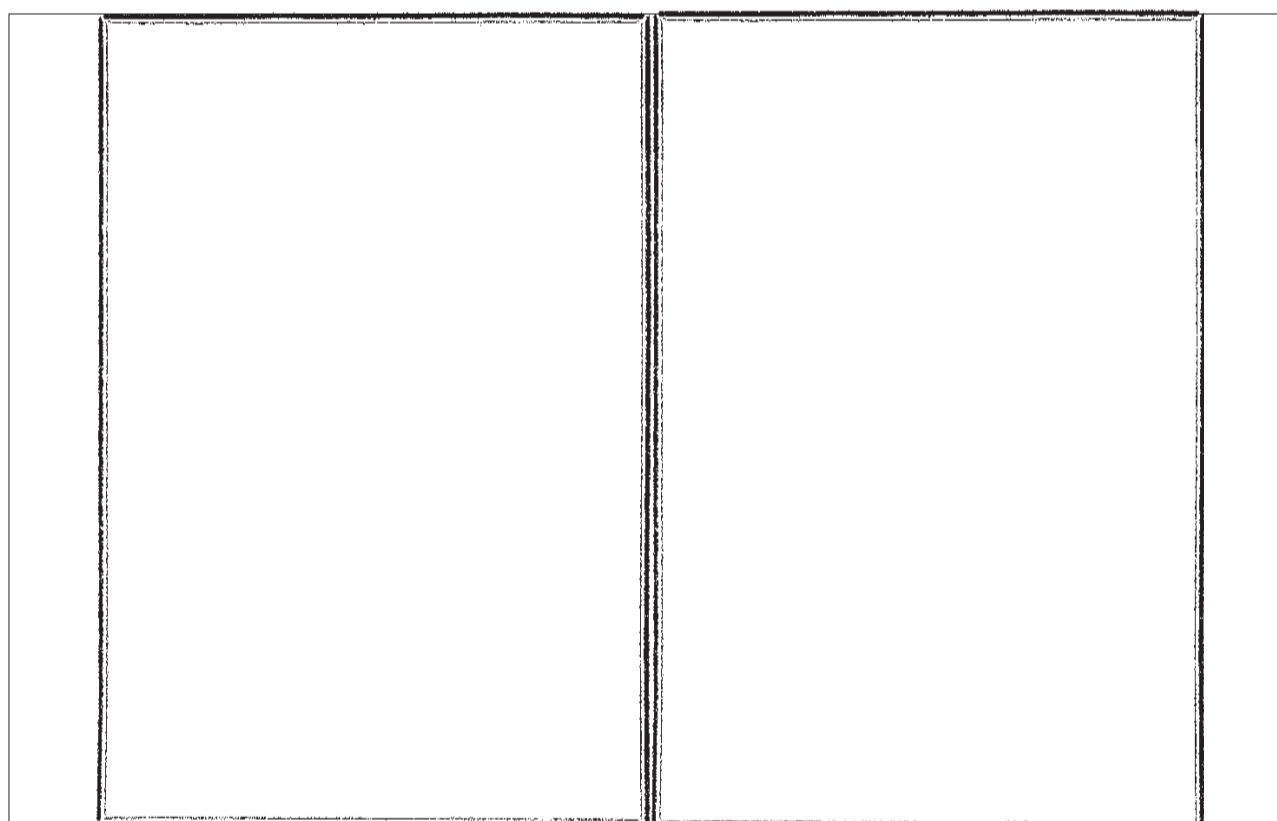
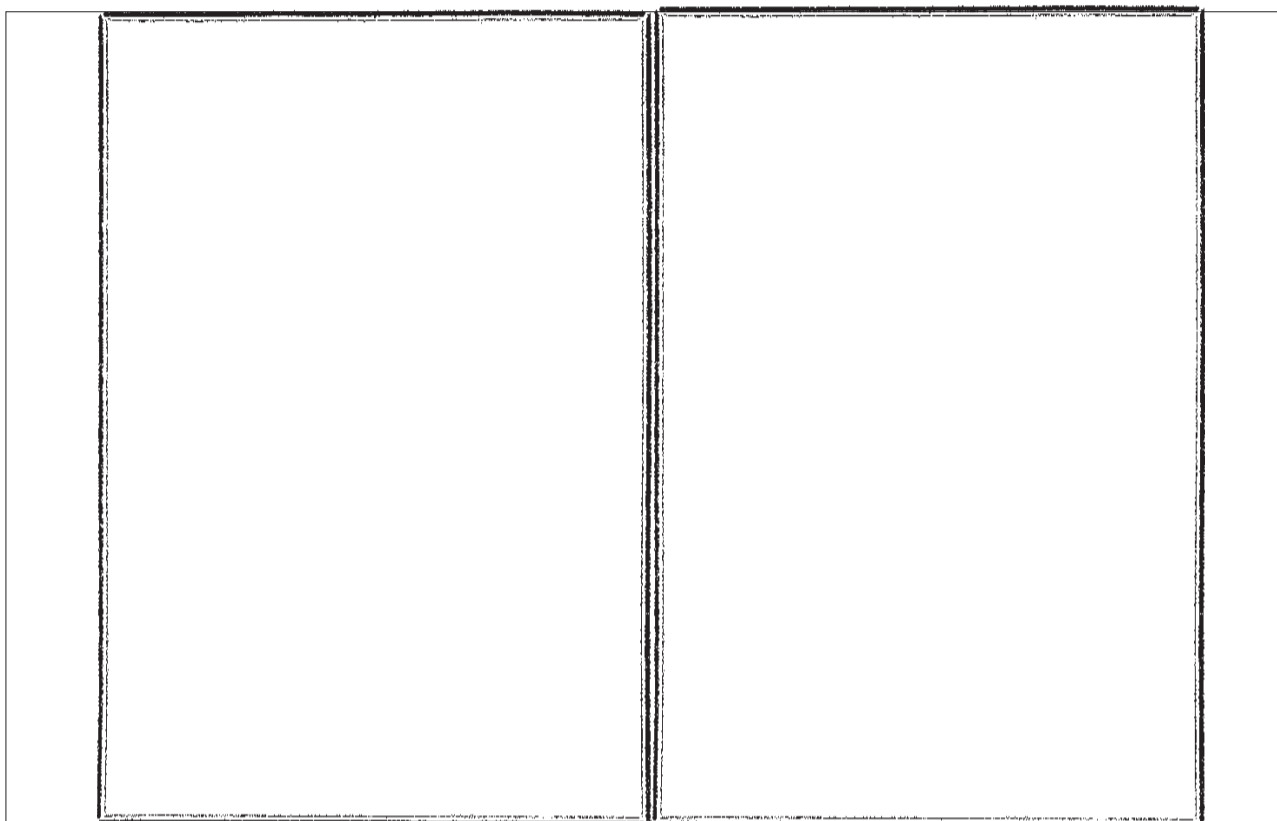
三日前二時三十分閉會

(Empty text area)



--	--

--	--



附設法人天津其谷會社設立ノ件

第一條 天津其谷會社ハ其谷會社ノ名ヲ以テ設立スルコトヲ以テシテ其目的ハ...

總務部ノ組織及業務

第一條 總務部ハ本會社ノ事務ヲ掌理スルコトヲ以テシテ...

第一條 總務部

第一條 總務部ハ本會社ノ事務ヲ掌理スルコトヲ以テシテ...

(14)

(85)

Table with 2 columns: Article Number (e.g., 第一條, 第二條) and Article Content (e.g., 本會社ノ事務ヲ掌理スルコトヲ以テシテ...). Includes sections for '附設法人天津其谷會社' and '總務部'.

(14)

(85)

Table with 2 columns: Article Number (e.g., 第二條, 第三條) and Article Content (e.g., 本會社ノ事務ヲ掌理スルコトヲ以テシテ...). Includes sections for '附設法人天津其谷會社' and '總務部'.

(87)

第十七條 本條ニ規定セラル使用料金ハ行政委員會ニ於テ之ヲ定ム
電報計器ノ每一ヶ月貸付料金左ノ如シ但十五日未滿ノモノハ其半額トス

三十二燭光迄	同	銀拾五仙
五十燭光迄	同	銀貳拾五仙
百燭光迄	同	銀五十仙
二百五十燭光迄	同	銀八拾仙
五百燭光迄	同	銀貳拾二仙
壹千燭光迄	同	銀貳拾五仙
前項ノ料金ハ檢査及使用期間ニ從ヒ左ノ割引ヲナス		
三十燭以上		一割五分
百燭以上		二割五分
壹千燭以上		五割
壹週以上		一割五分
壹週以上		一割五分
二週以上		一割五分

一「アンペア」以上
二「アンペア」以上
三「アンペア」以上

(88)

第二十四條 本團ニ加入シタル居留民ハ其ノ居住ノ場所ニ於テ之ヲ定ム
電報計器ノ每一ヶ月貸付料金左ノ如シ但十五日未滿ノモノハ其半額トス

三十二燭光迄	同	銀拾五仙
五十燭光迄	同	銀貳拾五仙
百燭光迄	同	銀五十仙
二百五十燭光迄	同	銀八拾仙
五百燭光迄	同	銀貳拾二仙
壹千燭光迄	同	銀貳拾五仙
前項ノ料金ハ檢査及使用期間ニ從ヒ左ノ割引ヲナス		
三十燭以上		一割五分
百燭以上		二割五分
壹千燭以上		五割
壹週以上		一割五分
壹週以上		一割五分
二週以上		一割五分

一「アンペア」以上
二「アンペア」以上
三「アンペア」以上

(89)

第二十五條 本規程ハ昭和三年一月一日ヨリ施行ス
大正十一年三月三十一日發布大正十二年十二月二十七日改正ニ係ル電氣供給規程ハ之ヲ廢止ス

昭和二年度天津居留民團歲入出追加豫算

歲入	銀壹萬五千貳百也	總計	銀壹萬五千貳百也
歲出	銀四千貳百也	總計	銀壹萬一千百也
計	銀壹萬一千百也	總計	銀壹萬一千百也
計	銀壹萬九千四百也	總計	銀壹萬九千四百也
計	銀六千也	總計	銀六千也
計	銀壹萬九千四百也	總計	銀壹萬九千四百也

昭和二年度天津居留民團歲入出追加豫算表

(90)

科	追加豫算額	摘要
第六款 使用料	1,100.00	
第七款 水費	1,000.00	
第八款 手数料	1,000.00	
第九款 自轉車燃料	1,000.00	
計	4,100.00	
科	追加豫算額	摘要
第一款 前年度繰越金	1,000.00	
計	1,000.00	
合計	5,100.00	

(92) (91)

科	目	追加豫算額	摘要
第五款	水道費	11,250.00	
	一、供給及手當	11,250.00	書記一名退職ニ付退職慰勞金
	五、水代	3,000.00	二十五萬五匁、千五匁銀四拾仙也
	三、雜費	5,000.00	書記、名退職ニ付旅費
第十九款	雜支出	1,000.00	
	二、人力車大車口轉	1,000.00	
	三、車費雜費雜費	1,000.00	
	四、兒童衛生展覽會費	1,000.00	
第十四款	冷蔵水貯藏費	1,000.00	
	一、貯藏費	1,000.00	概士、人夫賃、監視人等
合計		22,250.00	
昭和二年度特別會計電氣藏入出追加豫算			
歳入			
			經常部
	銀貳萬五千八百卅也		
歳出			
			臨時部
	計銀貳萬五千八百卅也		
	銀貳萬零千八百卅也		
	計銀貳萬五千八百卅也		
昭和二年度特別會計電氣藏入出追加豫算表			
歳入			
科	目	追加豫算額	摘要
第一款	使用料	15,000.00	
	一、電燈料	15,000.00	使用電力増加ノ爲メ
合計		15,000.00	

(94) (93)

科	目	追加豫算額	摘要
第一款	土木建築費	1,500.00	
	一、冷却水取入設備費	1,500.00	
第三款	設備設備費	1,000.00	
	一、汽罐購入費	1,000.00	余銀相抵變動ノ爲メ
	二、鐵管購入費	1,000.00	
合計		3,500.00	
昭和二年度特別會計電氣藏入出追加豫算表			
歳入			
科	目	追加豫算額	摘要
第一款	事務所費	11,000.00	
	一、供給及諸給	11,000.00	職員三名増加ノ爲メ
第三款	増設費	7,000.00	
	一、變電所費	7,000.00	變電所一ヶ所増設ノ爲メ
第四款	發電所費	9,500.00	
	一、運轉費	9,500.00	石炭一千噸代一噸銀九匁參拾五仙也
第八款	豫備費	3,000.00	
合計		30,000.00	

